1. 平成30年第5回郡上市議会定例会議事日程(第3日)

平成30年12月5日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三 島	一	2番	森	藤	文	男	
3番	原	喜与美	4番	野	田	勝	彦	
5番	山川	直货	6番	田	中	康	久	
7番	森	喜丿	8番	田	代	はつ	江	
9番	兼山	悌 考	10番	Щ	田	忠	平	
11番	古 川	文加	12番	清	水	正	照	
13番	上 田	謙 †	14番	武	藤	忠	樹	
15番	尾村	忠な	16番	渡	辺	友	\equiv	
17番	清 水	敏 き	18番	美名	子添		生	

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏	明	副 市 長	青	木		修
教 育 長	石 田	誠	市長公室長	日	置	美	晴
総務部長	乾 松	幸	市長公室付部長	置	田	優	_
健康福祉部長	丸 茂 紀	子	農林水産部長	下	亚.	典	良
商工観光部長	福 手	均	建設部長	尾	藤	康	春
環境水道部長	馬場好	美	郡上偕楽園長	清	水	宗	人
教育次長	丸山	功	会計管理者	遠	藤	正	史
消防長	桑原正	明	郡上市民病院 事務局長	古	田	年	久

国保白鳥病院

事務局長 藤代 求 代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男

議会事務局 議会総務課長 竹 下 光 補 佐

議会事務局 議会総務課係長

議会総務課係長 兼 山 美由紀

◎開議の宣告

○議長(兼山悌孝君) おはようございます。議員各位には、連日の出席御苦労さまでございます。 ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(兼山悌孝君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には3番 原喜与美君、4番 野田勝彦君を指名 いたします。

◎一般質問

〇議長(兼山悌孝君) 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 喜 人 君

- ○議長(兼山悌孝君) それでは、7番 森喜人君の質問を許可いたします。7番 森喜人君。
- **〇7番(森 喜人君)** それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一 般質問を行います。

2つですが、1番は2020年パラリンピックに向けて、もう一つは私の造語でございますが、防災元年ということで質問させていただきたいと思います。

きのう、きょうとテレビを見ておりましたら、やはりオリンピックもしくはパラリンピックに向けてのいろんな報道がなされていました。きょうは、アジアのパラリンピックがインドネシアで開催されたということで、8名の方が岐阜県から参加をし、5名の方がメダルをとられたということで、古田知事のほうに表敬訪問をされたということが報道されました。

けさテレビを見ておりましたら、アイヌの方々が2020年のオリンピック・パラリンピックに向けてアイヌの存在をもう少しPRしたいというふうなことで、ノルウェーかスウェーデンだったでしょうか、同じように少数民族の方々がオリンピックを機会として自分たちの存在をPRするという

ことを通じて、このアイヌの方々の存在をPRしたいということを言っておりました。

まさに2020年に向けていろいろな方々がいろいろなことを考えておられるのだなということを感じましたけれども、きょうはパラリンピックに向けてということで、まず最初に質問させていただきたいと思います。

第1回の夏季オリンピック、開催は1896年、開催地はギリシャのアテネでありました。それから、 冬季オリンピックは、第1回の開催地がフランスのシャモニーだったということであります。

そして、パラリンピックの第1回は1960年、開催地はイタリアのローマということでございまして、まだ歴史としては新しいものだということであります。

我が国におきましては、1998年の長野パラリンピックで第1回が開催をされまして、今回の2020年は第2回目ということであります。世界では2回開催するところは初めてということでございます。

さらに、パラリンピックについてはなかなか詳しくないものですから、私も講演を聞いたのですけれども、耳の聞こえない障がい者の方々に対しては、パラリンピックはなくて、デフリンピックという大会があるということでございました。

パラリンピックの精神とは何かということ、「失われたものを数えるな。残されたものを最大限に生かせ」ということで、これが精神だということであります。英語でImpossibleeという言葉があります。これは不可能ということでありますが、IとMの間にアボストロフィーを加えますと、I'm possibleeと、逆に私はできますという。ImpossibleeをI'm possibleeと、逆に私はできますという。ImpossibleeをI'm possibleeと、逆に私はできますという。ImpossibleeをI'm possibleeに変えましょうということでありまして、失われたものを数えるな、残されたものを最大限に生かせというのが、パラリンピックの精神だというふうにお聞きしております。

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。

文部科学省の教材でパラリンピック教育と、これは座学と実技を習うそうでありますが、この活用についてお伺いしたいというふうに思います。

国際パラリンピック委員会公認教材の「I'mPOSSIBLE」が配布されていると思いますが、これらを使った授業の実施状況はどうか。また、今後この教材を活用した授業をどのように実施していくかということをお伺いしたいと思います。

さらに、東京都立八王子東特別支援学校長の三浦浩文校長が、こういったことを言っています。 「日常生活では介護を受けている子どもも、スポーツでは積極性が身につき、自己肯定感につながる。親や教職員の負担を軽減する外部指導員も不可欠である」ということで、そういった障がいを持った方々が積極的にスポーツに参加できる体制をつくることが重要であるというふうに言われています。

市内の特別支援学校に通う生徒の中で、パラリンピックを目指すとか、そうした競技を頑張って

いる生徒がいるのかどうか。また、意欲のある生徒への働きかけは行っているのかどうかということについても、お伺いしておきます。

そして、②の社会教育でのパラリンピック教育ということで、児童のみならず、大人社会がこういった障がいを持った方に対する理解をいかに持つことができるよう指導していただいているのかということにつきましても、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 教育長 石田誠君。
- **〇教育長(石田 誠君)** それでは、2点あったかと思いますが、最初の学校教育の取り組みについて紹介をさせていただきます。

森議員より紹介がありました教材を本日持ってまいりましたので、これをもとにお話をさせていただきます。これが、各学校に配られているものでございます。この教材は、1つは多くの子どもたちにパラリンピックの魅力を伝えること、2つ目に2020年東京で開催されるパラリンピックの機運を高めること、3つ目に共生社会の理解を深める、そういうふうに活用してほしいということでございます。

この中身については、今、森議員が言われましたように、座学の部分、教室で勉強する部分の教 材が2つ、それから、実技の部分が2つ、具体的にこれから説明をさせていただきます。

1点目の座学についてですが、パラリンピックの香西選手ってどんな選手だろうという問いかけ で始まるのですが、皆さん方ひょっとして御存じかもしれませんが、香西選手というのは、ここに 資料がありますけれど、生まれたときから膝から下の足がない状態で、中学校に入ったときに車椅 子のバスケットの魅力に取りつかれて、さらに上達したいということで、アメリカの優秀なコーチ の指導を受けてきました。そして、パラリンピックにも出たいという夢を持って、アメリカの大学 に入学したい、ただ自分は英語が苦手なので勉強も一生懸命、バスケットも一生懸命やりたい、そ の文武両道の精神でついにはパラリンピック日本代表に選ばれたということです。前回の大会では、 惜しくも9位と残念な結果でしたが、本人は次の東京オリンピックでは何としてもメダルをと、ぜ ひ香西選手を応援しようという問いかけをする教材が一つでございます。これらについては、紙面 では見にくいと思いますので、こういうDVDをつけて画面等で紹介をさせていただいております。 続いて、同じように教室で行う授業の中で、「公平について考えてみよう!」、そういう授業が あります。これは主に朗読なのですが、小学校3年生の女の子がいました。その女の子は生まれつ き障がいを持っています。クラスでドッジボールをやりましょうということで、この女の子のため に特別ルールをつくろうということになりました。どんなルールをつくったかというと、紘奈さん という子なのですが、紘奈さんにはボールをぶつけないというルールにしてみんなでやろうと言い ました。ところが、その中で男の子がそんなのちょっともおもしろくない、紘奈さんにもおもしろ

くないという発言をして、紘奈さんはそのとき本当に自分もそう思ったけれど、その男の子の声に 勇気づけられて、私もそう思うのでみんなと同じように扱ってほしい、そのことの思いをみんなで 考えてみようという授業が2つ目にあります。

続いては、実技の部分で2つ紹介させていただきます。

一つは、皆さん御存じでしょうか、ボッチャという競技があるのですが、これは目標に向かって 革製のボールを投げて、ちょうどカーリングのように目標物に近いものが得点が高いという競技で す。車椅子でもできますし、いろんな状態でもできると、これを実際に体験してやってみようとい うことで取り組んでいく、そういう実技があります。これがボッチャというものと。もう一つの実 技が、「ガイドランナーを体験してみよう!」、ガイドランナーとはわかりづらいかもしれません けれど、陸上競技などで視覚障がいのある方がなかなかうまく走れないので、その横について声を 出しながらアドバイスをして走っていくということで、マラソンの大会などで横についているボラ ンティアの方々を見かけますが、そういうガイドランナーを体験しようと。これは、一つは目の不 自由なということで、アイマスクをしてその不自由な体験をすることと同時に、ガイドランナーに なって声をかけてアドバイスすることの難しさ、さらに、その声が通らない、どうしても声援した くなると思うのですが、その選手たちに配慮すると大きな声が通らないという、そういう観戦マ ナーについてもパラリンピックでは必要だということを、この教材を通して知っていただくという ことでございます。

では、これらの教材を使って一体何を教えたいかという部分について、パラリンピックの精神については森議員より御指摘がありましたが、この教材の中で教えたい部分は、1つは勇気、2つ目に強い意志、3つ目に公平、4つ目がインスピレーション、これは強く気持ちを揺さぶられて、自分も何かに挑戦したい、そう感じる力をこのパラリンピックでぜひつけてほしい、そういう思いをもって教材を開発されております。

では、市内の状況についてというお尋ねでしたので、現在、美濃地区で1校、東京オリンピック・パラリンピックの競技組織より指定を受けて実践をしている学校が、明宝小学校でございます。明宝小学校は、コロンビアの女子ラグビーのチームとも交流をして、おもてなしの心を身につけると同時に、そのときタグラグビーの指導を受けました。その後一生懸命練習をして、郡上で初めてタグラグビーのチームをつくって、美濃地区大会に出場すると、そういうふうにスポーツも一生懸命頑張っております。

それから、11月に、今ほど紹介した教材を使って授業をやっていただきました。道徳などもやっていただいたのですけれど、このようなことを通して、障がいのある、ないにかかわらず、誰とでも公平に接し、共生していく子どもたちに育てるためには、パラリンピックとか障害者スポーツを学ぶことは大変有効だと捉えています。よって、明宝小学校の実践を今後は市内に広めていきた

いと思っておりますし。既に市内では車椅子のバスケットの経験者の講習会や実技講習を受けたり、 運動会等のときに障がいを持っている子たちへの競技の参加について話し合うなどの取り組みをし ていただきます。

今後は、どの学校でもパラリンピックの機運を高めるとともに、本教材の周知を図っていきたい と思っております。

2点目にお尋ねの中に、市内の郡上特別支援学校にパラリンピックに出るような子はいませんかということがありましたが、現在、郡上特別支援学校では意欲的に運動に取り組んでいただいております。水泳、陸上、ラフティング、卓球等に参加しておりますが、その中で、昨年度卒業した生徒の中には全国大会等で活躍した子がいますが、現在はそうした全国大会に出るような選手はいないということでしたけれど、スポーツに限らず、特別支援学校では自立に向けて、個人のニーズに応じた指導をやっていただいているというふうに聞いております。

続いて、大きく2点目の社会教育についてのお尋ねがありました。

このことについては、現在、社会教育の中でパラリンピック教育として生涯学習講座とかスポーツ講座の開催は行ってはおりません。しかし、県では、スポーツ推進委員が障がい者とともにスポーツを楽しめる環境づくりの推進者となるように、車椅子バスケットとか先ほどのボッチャの研修を行って、指導者として、または誰でもできるスポーツの普及に努めていただいております。

また、昨年度、郡上市社会福祉協議会では、社会福祉フェスティバルの中で、和良町出身の車椅 子バスケットの選手として活躍してみえる池戸義隆選手を講師に招いて、講演会と中学生との交流 試合もしていただきました。このように、障がいを持つ皆様との相互理解を深めるために、各種講 座講義などを行っております。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツを推進することで、障がい者のスポーツ活動や手話等のボランティアの養成など、福祉部局との連携を図って取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(7番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) 丁寧に御説明いただきました。

実は私がこの質問をするに至ったのは、元パラアイスホッケー日本代表永瀬充さんという方のお話を聞いたわけですけれども、インクルーシブな社会に向けてと、インクルーシブとは包括的な、言ってみればバリアフリーといいますか、健常者も障がい者も全部含めたインクルーシブな社会に向けてというふうな題名だったのです。この永瀬充さんという方は、バンクーバーのアイスホッケーの銀メダリストでありましたし、北海道新聞の旭川支部で働いておられて、旭川市でまちづく

りに貢献されておられるという方でありました。その方からいろんな話を聞いて、やはり障がい者の方々に対する理解が本当に乏しいなと思ったことが一つありました。それは、この方も車椅子に乗っておられる方だったのですが、障がいというと大体車椅子しか皆さん思いつかないでしょうということをまず言われました。そして、その方は車椅子に乗っておられましたので、町で車椅子に乗っておられましたら、ある方が後ろからぱっと押したというのです。何も言わずに押したというのですけれども、そのときは非常にびっくりしたわけです。これは非常に迷惑なことです、何も言わずにやるものですから。やったほうとしては思いやりでもって押したのですけれども、それが障がい者の方にとっては非常にショッキングだったと。車椅子を見るのではなくて、人を見てほしいと言われました。目を見て、そして接してほしい、何が必要かを判断してほしいということを言われたわけであります。

もう一つ、バリアフリーもそうなのですが、障がいを持った方々にとってみますと、重要なのは アクセシビリティだと。アクセス、いろんなことに対する情報アクセス、活動アクセス、いろんな 情報を障がい者の方々が見て、そして活動ができるように、そして選択の権利を与えてほしいと。 いろんなことを自分たちで選んでできるような、そういう情報を出してほしい、そういうイベント をつくってほしいということです。そういうふうに言われました。そうした意味で、これはまちづ くりにとっても非常に必要なことなのではないかなということを思わせていただいたわけでありま す。

多様性と一番最初に申し上げましたけれども、多様性という面から見ると、障がいということも そうですけれども、これから外国の方々もたくさん見えると思いますが、そうした面でこれから郡 上市をつくる上で、観光立市郡上ということにおいて、市長はどのように考えて、これからこの郡 上市のまちづくりをされていかれるのかということについて、大きな質問でありますがお願いした いと思います。

〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

〇市長(日置敏明君) お答えいたしたいと思います。

森議員からはパラリンピックというものを端緒として、障がいを持った人も持たない人も、あるいは赤ちゃんからお年寄りまでとか、男性も女性もとか、みんながともに生きる社会をつくるというところまで発展をさせての御質問だというふうに思います。

パラリンピックというのが、先ほど教育長が答弁しましたように、パラリンピックの価値というのは先ほど4点挙げられました。いろんな困難を乗り越えようとする勇気であるとか、あきらめないでやり通そうとする強い意志であるとか、人の心を揺さぶるようなインスピレーションを与えるというような力、最後のほうに公平という言葉がありましたが、この公平がいわば障がいを持った人も持たない人も多様性をみんなで認めて、工夫次第でイコーリティ、平等な立場で活躍ができる、

活動ができるというような価値を持っているものではないかというふうに思います。

そういうことで、私ども郡上市においても、パラリンピックに殊さら関連づけているわけではありませんけれども、既に平成29年3月には郡上市地域福祉計画、あるいは平成30年3月には第5期郡上市障害福祉計画・第1期郡上市障害児福祉計画、こういうような計画を立てて、まさにいろんな人全てがともに生きることのできる地域共生社会の実現、こういう理念を掲げてさまざまなものに取り組んでいるわけであります。特に行政としても、郡上市の社会福祉協議会あるいはNPO法人の生活支援ネット・ぐじょう、こういったところと連携をしながら、さまざまなこうしたことを考える地域フォーラムであるとか、障がいを持った方に対するアクセシビリティというものを広げていくという意味で、手話通訳講座であるとか、話をしっかり聞くというような話の聞き方講座とか、あるいは福祉の現場へ行っていろんな施設等の現状を学習するという福祉の施設見学会といったようなさまざまなことをやっておるわけであります。

2020年のパラリンピックに向けまして一層、さまざまな関係団体とともに取り組みを強めていきたいというふうに思っております。

また、特に情報のアクセシビリティを向上するということに配慮するために、お気づきいただいているかもしれませんが、市のホームページにつきましても、例えばスマホバージョンというような形でスマホでも見やすいように画面構成を、スマホを使ってアクセスされる方にはそうした形にいたしましたし、全体として役所の文章というのは非常にわかりにくいということなのですが、できるだけわかりやすい文章表現、易しい表現に変えていくといったようなことも、1つの努力でございますし。そのほか日本語読み上げ機能という形で、音声でその情報が得られるようにすることとか、難しい漢字にはルビを打つというような機能、あるいは細かい文字については文字を拡大する機能というような新たな機能も付加をして、いろんな方に市のホームページにアクセスしやすいようにさせていただいたところでございます。これは一例でありますけれども、2020年のパラリンピックという障がい者にとっての最高のスポーツの祭典が開かれるわけでありますので、単にスポーツの祭典という形で受け取るだけではなくて、一層の地域共生社会の実現に取り組んでいきたいというふうに思います。

(7番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

〇7番(森 喜人君) ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に行きたいと思います。

防災元年ということであります。私の造語というふうに先ほど申し上げましたけれども、明治 150年記念講演鼎談事業におきまして、市長から防災を考える年にしたいという話をお聞きしましたので、この質問に切りかえたところでございまして。どのようにお考えなのかということをお聞

きしたいと思っております。

本年は大雪から始まり、7月の大雨、台風21号による大風とあらゆる災害が我が郡上市を襲いました。まさに平成を締めくくる象徴の年となりました。被害に遭われました皆様方には衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、来年は125代今上天皇が譲位をされまして、新天皇が即位され、新たな元号がスタートいたします。平成30年間はどんな時代であったのかということを振り返りますと、ことしは災害の時代であったというふうに見たようであります。1995年の阪神淡路大震災に始まり、中越地震、2011年の東日本大震災と津波、熊本地震、北海道地震、ことごとく震度7を超え、多くの死者、被害者が出た災害でありました。これほどの被害は1959年、昭和35年の伊勢湾台風以来であります。さらに人災といえる福島原発事故が起こり、大きな課題を突きつけられたところであります。

こうした平成30年というものを振り返って、防災元年ということも言ったのですが、市長が何を 考えているかということを、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) この間の明治150年を記念するシンポジウムで、そのようなことを申し上げたようでありますが、これは、私はことしの大きないろんな災害に鑑みながら、また一方歴史を振り返ると、来年がいろんな災害のちょうど100年目であったり60年目に当たるということを考えまして、いま一度しっかり防災を考える、そしていろんな備えをしていく1年にしたいと、こんな思いでございました。

『ふるさとをゆく』という郡上郡教育振興会出版の本を見ておりますと、最後のほうに災害を乗り越えてという、約8ページにわたって、郡上市が過去においてこうむった災害のことが書いてございますが、大変不思議なことに、そのときにも申し上げましたけれども、ちょうど来年は大正8年、1919年から大正の大火から100年になるということでもございます。そのほか、この本の中に書いてある歴史を見てみますと、ちょうど戦後間もなくの昭和24年、1949年、来年からすると70年前になるのですけれども、和良の下沢の大火というものがございました。そして、来年からして60年前になりますが、昭和34年の伊勢湾台風と、もっともこのときは34年、35年、36年と3年連続で大きな台風被害、風水害があったと。ちょうど私の高校3年間に一致するわけですが、この3年間はまさに毎年大きな台風、大雨が降ったというように記憶いたしております。

そして、今から50年前に当たるのが昭和44年の奥美濃地震でございます。それから、やや新しくなりますけれども、平成11年の9.15豪雨、白鳥町、長良川も大変な被害を受けました。くしくも来年は西暦でいうと9のつく年に、過去において郡上では大火であったり地震であったり台風大雨であったりというような災害が起こったということで、そうした節目の年に、一度過去の災害史という歴史を振り返りながら、近くはことしの体験というものをしっかり踏まえて、郡上市における防

災・減災の備えをしっかりしてく必要があるというふうに思っております。

毎年ですが、7地区に分けて、「市長と語ろう! ふれあい懇談会」をさせていただきましたが、その際も災害、防災ということを市側からの1つのテーマとして、今回の災害を振り返っての市の大綱であるとか、皆さんからも御注文、御意見をお伺いしたいということで、そうした懇談を持たせていただきましたけれども、ふだんから気をつけておるわけですけれども、自主防災組織の強化であるとか、川とかそうしたところの監視機能の強化であるとか、避難という問題一つを考えても、要支援者の支援のあり方であるとかいうことはいま一度しっかり引き締める必要があるというふうに思っております。

そのようなことで、これから予算の必要なものもあるし、しっかり住民の皆さんに取り組みをしていただこうということで、強化をする面もあるし、さまざまものがありますけれども、常にやっていかなければならないわけですけれども、来年は節目の年にも当たるということを市民みんなが念頭に置きながら、防災・減災、災害に対する取り組みを一層強めていきたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

〇7番(森 喜人君) 市長は郡上市の歴史をひも解きながら、防災の必要性ということを訴えられましたけれども、私としては平成30年ということを申し上げたのですが、災害も巨大化しているという視点から、私としては申し上げたつもりであります。

私が防災士の資格を取らせていただいたのは、実は去年なのですが、去年も12月の一般質問は一番でやらせていただいて。防災といっても何から気をつけていいのかわからないというのは、恐らく市民の皆様の気持ちだと思っています。私自身もそうです。

成人病と最近言われますが、高血圧とか糖尿病とか、あなたは糖尿病ですから運動しなさいと医者に言われますよね。ところが、どんな運動をしたらいいかわからない、何から始めたらいいかわからないという、若いときの運動ではないので、何から始めたらいいのかわからないということで、非常に防災と似ているのではないかと思っているのですけれども。これから災害が来ますよと、何をやったらいいのかわからないというのが現状ではないかというふうに思っているわけです。

今回は水害の備えということで質問させていただきたいと思います。

今回の災害でもちろん風はめちゃくちゃ強かったです。水害もひどい。地震も来るでしょうし、 先ほど言いました大火、火事もあります。そうした中で、水害への備えということで、これは防災 士の教科書に出ているのです。3つの備えがあって、住宅への備え、日ごろの備え、豪雨時の備え と、3段階に分かれて書いてあるわけです。この災害の中で、5つずつ項目がありまして、住宅へ の備えとして5つ読んでみます。 浸水が想定される区域の確認。2つ目、地名と地形からの危険を知る。3つ目、家の浸水を予防する、床を高くしたり防水機能のある壁を設置する。4つ目、水から生活を守る、浸水しても生活ができるように、台所とかトイレとか寝室を2階につくるとか。5つ目、家財を保全する、精密電気製品、貴重品類は日ごろから高いところに置く。こういったような住宅への備えということで項目があるのです。

日ごろの備えとしては、これも5つあります。家族との話し合い、雨水排水溝の手入れなどを怠らない、非常持ち出し用品の用意、水害体験を参考にする、地域で高齢者のサポートをする。それから、豪雨時の備えとして、気象情報に注意する、2つ目、インターネットを活用する、3つ目は垂直避難、4つ目は屋外での危険を避ける、水深が膝下まで来たら避難が困難になる、5つ目は運転での避難を避ける、豪雨時はブレーキが効かない、水かさが増したときは車を放置、キーはつけたままとか、こういうふうにして具体的に項目が書いてあります。

こういった自主防災、自助ということになりますが、こうしたことについて、どれだけ市民に徹底をしているのか。どこまでできているのか。それから、どのようにしようとしているか。こういったことについて、総務部長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) ただいま提言いただきました事項について、市民の皆さんに対する周知の状況であるとか、啓発指導の方針ということでございます。

1つ目の住宅の備えといたしまして、各戸に土砂災害ハザードマップを配らせていただいておりますけれども、レッドゾーンやイエローゾーンのほかに、浸水が想定される区域と水深が表示されていますが、そういったものについても表示させていただいております。そういったことについてやっておりますし、県では、県河川の管理河川で浸水被害が大きいと想定される62の河川におきまして、このたび洪水浸水想定区域図を作成したところでございます。こういったところにつきましては、郡上市では長良川であるとか吉田川のそれぞれの一部が対象になっているということで、当該地区の洪水ハザードマップを作成して、対象の地域に配っていきたいというふうに思っております。さらに、62河川以外の県の管理河川におきましても、やや簡易的なものになりますけれども、水害危険情報図というものも作成されるようでありますので、作成された後にはまた各戸配布のほうをしていきたいと思います。

土砂災害のハザードマップですけれども、日ごろからの危険箇所の確認につきましては、広報誌であるとか自治会、町会などにお願いをしておりますし、今後はハザードマップ、水害危険情報図の活用もあわせて継続的に啓発をしてまいりたいと思います。

また、家の床を高くするとかそういったことにつきましては、自助の面からも今後啓発をしていきたいと思いますし、日ごろの備えにつきましては、災害の種類ごとにどのような行動をとるのか

ということについて、家族で話し合っていただくということについては、非常に大切なことだと思いますので。台風や集中豪雨に備えての準備でありますとか、特に非常用持ち出し用品の準備など、こういったことについては現在も広報誌やケーブルテレビなどで周知しているところでございますけれども。より一層の啓発を行っていきたいというふうに思っています。

また、先ほどお話しさせていただいた土砂災害ハザードマップを作成する折には、各地域でワークショップを行いまして、過去の土砂災害や浸水被害が発生した箇所などを話し合っていただいた上で、そのことをハザードマップに盛り込んで、皆さんの知識や意見が反映されたように努めたところでございます。

特に議員がおっしゃいました、先ほど市長からもございましたが、高齢者のサポート、これについては非常に重要だと考えております。ひとり暮らしの高齢者とか高齢者のみの世帯、要介護者また障がい者などを対象とした避難行動要支援者名簿を作成して、自治会であるとか民生児童委員、消防団に配布をさせていただいて、避難に支援が必要な方を避難できるようにサポートをお願いしていたところでございます。今回の災害時に本当に避難が必要な方が避難ができたかというような反省点も含めまして、今後健康福祉部とも連携をいたしまして、避難行動要支援者名簿をもとに、誰が誰を支援するかというようなことについて、平時から決めていただくこと。また、定期的な確認ということをやっていきたいというふうに思います。このことについては一層の推進を図りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の豪雨への備えでございますけれども、こういった豪雨や台風、土砂災害の備えにつきましては、例年出穂期を前に広報誌で紹介しているところでございます。雨量上の注意、また岐阜土砂災害経警戒情報ポータルサイトの活用であるとか、垂直避難、水平避難を含めた的確な避難行動の啓発をしているところでございます。

株式会社エフエム岐阜がこういった岐阜防災ハンドブックというものをつくっております。こういった中で、集中豪雨で気をつける10カ条というものをつくっております。そういった中で、集中豪雨への備えと早目の避難を心がけることが示されておりますので、危険を避けるための行動、車の避難についても記載されておりますので、これもあわせて紹介をしていきたいというふうに思っております。市民の皆さんに防災意識や災害に対する危機感を高めていただくことや、自助の一環として平常時や緊急時の備えについての啓発も非常に重要であるということを思っております。今後一層そこには力を入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

〇7番(森 喜人君) 時間がなくなりましたが、こうしたことを啓発するのは防災士だと思います。 防災士も、防災士会に加入しておられる方もいるし、していない方もいます。こうしたところをど うされるのか。また、昨年の答弁では防災士250名をつくるということを言っておられましたが、 まだ150名ぐらいだと思います。どのようにされるかということも聞きたかったのですけれども、 そうしたことも今後考えていただいて、しっかりと自助できるように、自分が自分で守れる体制を つくっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◇田中康久君

- ○議長(兼山悌孝君) 続きまして、6番 田中康久君の質問を許可いたします。6番 田中康久君。
- ○6番(田中康久君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思います。

今回は、大きく3点について質問をいたします。

1点目は、今ほども議論がありましたけれども、災害に関係する倒木被害の防止について、2点目は、道路ネットワークの今後について、3点目は、公共施設、インフラ資産の更新についてをお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、倒木被害の防止について質問をいたします。

さきの台風による被害は大きく、市民生活に大きな影響を与えました。昨日の予算委員会でもその復旧費などを可決いたしましたが、私たちはこの教訓を踏まえ検証し、さらに災害に強い郡上づくりにつなげなければならないと思います。

市内のどこに行っても倒木被害の防止の声をお聞きします。郡上中を回らせていただきたときも、 各地からそういった声を聞きますし、市民の皆さんが大変心配をされている課題だというふうに認 識をしております。

現在、市には樹木、木を伐採する事業は沿道林修景整備事業やライフライン保全の事業、里山整備の事業など幾つか用意されております。しかし、今回の台風の後に、私も自治会長さんからお話を聞いて、現場も見させていただいたのですが、今回の台風の後に地域の安全のため自治会が行った事業では、こういった既存の事業の要項で定める基準に当てはまらない箇所に対して、自治会の安全を脅かす樹木の伐採が行われたケースが見られました。また、山林や谷にたまっている倒れた倒木の処理は、災害の未然防止にとって必要なことでありますが、自治会が処理を行うための支援メニューはなく、私が住む地域で幾つかの自治会からそういった支援ができないかという要望が出されております。今、幾つかの自治会と申し上げましたけれども、市内には災害の未然防止のため、処理が必要な箇所が多くあるというふうに認識をしております。

さらに、倒木被害の防止は所有権を持つ当事者関係が複雑であったり、また、民対民の関係に市

が直接介入できない、この原則があるため、市民の生命や財産を脅かす状況にあっても、行政としてはいかんともしがたいケースが存在していると認識しています。そういった場合は、自治会が主体となって行っていただくのが1つの解決の方法になるのではないかというふうに思います。

そこで、自治会が主体となって、そして柔軟に裁量をもって状況に対応した倒木被害の防止を行うための施策が必要であると考えます。もちろん物理的に処理が難しい箇所がありますけれども、いざというとき被害を最小限に抑えるために、安心・安全のための事業として、早急に事業化すべき、予算化すべきだというふうに考えます。担当部長のお考えをお伺いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 新規事業への御要望ということでございますが、9月の台風21号では、市内の広範囲で倒木をもたらしたということでございました。県、市、電力会社、電話会社におきまして、それぞれ国道、県道、市道、また電線、電話線、ケーブルテレビに支障を及ぼすような木を除去させていただいたところでございますけれども。そのほかの場所でも、自治会であるとか個人で対応していただいたようなところがございます。改めましてお礼を申し上げます。

議員から御指摘のあった自治会の対応内容につきましては、台風の影響によりまして、川沿いの 倒木や倒木のおそれのある樹木を伐採されたり、除去されたということをお聞きしております。御 指摘のように、ライフライン保全対策事業であるとか、沿道林修景整備事業、また里山林整備事業 など、こういったメニューに該当しない事業を自治会で負担されて実施されたというものであるよ うでございます。

基本的にはライフラインなどにそういった支障を及ぼす倒木の除去は、それぞれの関係機関で対応しております。そして、民地の範囲内で倒木しているものについては、またおそれのあるものですけれども、そういったものが所有者であるとか管理者での対応が原則であると思っております。確かに議員がおっしゃるように、場所や範囲にもよりますけれども、倒木による被害に迅速に対応する必要があったりとか、倒木のおそれのあるものに対する事前の対応につきまして、市民の方が生命、体、財産をみずから守るために必要なことであるというふうに考えられますので。市としても支援の必要性は感じているところでございます。

よそでございますけれども、自治会や個人が行う民地内における市民生活の安全上支障となる樹木また危険木の除去について、一定の条件をもとに補助金交付制度を設けている自治体もあることから、台風や大雪などによる倒木を未然に防止して、また、被害を軽減するために、これら先進事例を参考に、郡上市の実情に合った支援制度の創設を、新年度に向けて検討しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

(6番議員举手)

〇議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 来年度予算で前向きに考えていただけるということで、大変ありがたく思っております。私はこの前の豪雨の後に、以前もお話ししたかもしれませんが、関市長さんとお話しする機会がございまして、関市長さんから時系列とそのときに自分が考えられたこととその対応について、事細かくいろんなお話をさせていただきました。そのときも何度か倒木というものが話題になりまして、倒木の処理を何とか考えたけれども頭を悩ませているということをおっしゃっておりました。私がそのときに思ったのは、郡上市と関市は隣接する自治体でございますので、そういった災害に当たってこれからどうやって対応していくかとか、過去の検証という部分を担当の職員の皆さん同士で情報を共有しながら意見交換していくという部分では、非常に重要なことだなということを感じておりましたので。またそういったこともお考えいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の道路ネットワークの今後について質問をいたします。

幹線道路ネットワークについてであります。

現在、国や県の御理解を得ながら、濃飛横断自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進められております。また、東海北陸道の4車線化もおかげさまで進み、郡上へのアクセスと郡上からのアクセスは大きな進捗が予想されています。東海北陸自動車道が郡上市を通っていなかったらと考えると、先人先輩たちに感謝と敬意の念が湧いてまいります。

一方、郡上市内の道路を見ますと、市内の道路の基本は南北軸であります。例えば白鳥から明宝を結ぶ白鳥明宝線や、大和から明宝を結ぶ寒水徳永線を初め、旧町村をつなげる東西軸はまだまだ 未整備区間が見られます。

また、環状線的な道路整備に至っては、市内を行こうとすると枝に行って戻るという状況が、依然として多くの箇所で見られます。それゆえに集落の孤立化のおそれもあり、また、ことしの災害では実際に孤立する集落も見られました。東海北陸、濃飛横断、中部縦貫といった自動車道の整備効果を生かすためにも、市内の道路ネットワークの構想がより重要になってくると考えます。

そこで、南北軸、東西軸、環状網に着目した郡上の道路ネットワークの計画について、担当部長 にお伺いをいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 建設部長 尾藤康春君。
- **〇建設部長(尾藤康春君)** それでは、田中議員御質問の郡上市幹線道路ネットワーク構想の全体像 ということについて、お答えをいたします。

市内の幹線道路ネットワーク構想の策定につきましては、平成28年度より本格的に県・市連携事業の一環といたしまして、郡上土木事務所と建設部が共同いたしまして取り組んでいるところでございます。

郡上市を取り巻く広域的な道路整備計画といたしましては、東海北陸自動車道、白鳥―清見間の

4車線化、これは平成30年度内の供用開始ということで、事業を進めていただいておりますし、この11月30日には高鷲―白鳥インターチェンジ間がもう既に4車線化になりました。そういったところと、東海環状自動車道西回り区間の着手、中部縦貫自動車道福井―大野間の開通、大野油坂間の着手と、濃飛横断自動車道、和良―下呂間の開通とリニア中央道を結ぶ中津川工区の着手など、多くの事業が着々と推進されているところでございます。

郡上市におきましては、今後整備されるこれらの広域交通網と連携を図りまして、新たな圏域からの観光客の増加、近隣観光地との回遊性の連携、物流機能・防災機能の向上、市内医療機関の連携などを図るため、市内外の交流の活性化を支える市内幹線道路網について、既設路線の幹線道路への位置づけであったり、新規路線も含めました市内幹線道路ネットワーク構想を策定したところでございます。

具体的には、東海北陸自動車道、国道156号に代表される中京圏を初めとする太平洋側と日本海側の主要都市等を連絡する南北軸、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道に代表される福井市や下呂市を初めとする近隣都市等を連絡する東西軸、市内の7つの地域を拠点とし相互に連絡する環状網、これらを大きな主要幹線道路軸と捉え、道路管理区分にとらわれない市内幹線道路のネットワークを構築するものでございます。

このような構想策定の考え方をもとにいたしまして、ネットワークの有効性を確認するために、 医療、防災、観光、商工等の所管部署へのヒアリング、それから各地域における課題を把握するための各振興事務所でのヒアリング、また、全体構想を意見聴取するために郡上建設業協会等のヒアリングを行いまして、県・市連携会議等においては、策定したネットワークモデルから各区間のストック効果を検証するなどしまして、まとめ上げてきたものでございます。

検討を行った区間とその手法につきましては、設定した主要幹線道路軸の未整備区間と新規路線を対象にしまして、濃飛横断自動車道を含む12の区間について、直接的効果である費用便益を分析するとともに、間接的な効果である期待される効果をおのおの定量化いたしまして、各区間を総合的に評価したところでございます。

その結果としまして、広域的な交通を担い、その優位性が別格である濃飛横断自動車道を除く11 の区間につきまして、幹線道路ネットワークに位置づける有効性また必要性を明確にしたところで ございます。

また、評価した区間には東西軸と環状網が交差することで、地域間を多様に結ぶことができる区間も含まれておりまして、その環状網に位置づける南部広域農道などは、先ほど議員が言われました市内を回ろうとすると枝に入って戻るというような、そういう状況をつなぐ路線として大変重要なものというふうに認識をしております。

今後は、策定した結果を根拠にいたしまして、例えば東西軸である白鳥と明宝を結ぶ白鳥明宝線、

大和と明宝を結ぶ寒水徳永線、また近隣都市等を結ぶ国道256号など、幹線道路ネットワークに位置づけられる路線の未整備区間等について、県など上位機関に対して早期事業化に向けた要望を、またその時期も見きわめながら、積極的に実施してまいりたい、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

(6番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田中康久君。
- **〇6番(田中康久君)** ありがとうございます。今ほど建設部長から計画の詳細について、また効果 の概要についてお話がございましたので、市長のほうにこの道路の効果についてお伺いしたいというふうに思います。

この旧町村を東西軸で結んだり、市内に環状的な道路ネットワークを構築することは、今お話がありましたように、防災面や地域の活性化、観光、産業面、そして医療面などでさまざまな効果が考えられます。

そこで、大きくは東海北陸自動車道の4車線化、中部縦貫及び濃飛横断自動車道の整備が進む中でのこの幹線道路ネットワークが郡上に与える影響、狙いについて、市長はどのようにお考えであるか、お考えをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。
- ○市長(日置敏明君) 郡上市をめぐっては、ただいまお話がありましたように、東海北陸自動車道の4車線化あるいは中部縦貫自動車道が着々と福井のほうから白鳥に向かって建設が進んでいるということ。あるいは、濃飛横断自動車道は既に和良一下呂間が開通をしているわけですけれども、例えば和良から郡上八幡を結ぶ区間についても、最近若干の動きが出てきているということで、大きな期待を持っているわけであります。また、東海環状自動車道の西回り路線もいろいろ制度の仕組み等を変えながら、今進められておりまして、これについても関西からのアクセスが大幅に改良されるのではないかというふうに思っておりまして。郡上は大局的に見れば、将来こうした全国レベルでの幹線道路ネットワークの結節点といいますか、そうしたことで大きな波及効果が出てくるところだというふうに思っております。

それに加えて、ただいまお話がございましたように、さらに郡上市内の東西軸であるとか環状化するための道路ということは、非常に大切なことであるというふうに思っております。今回の7月豪雨におきましても、私も国のほうへ行って申し上げておるのですが、よく孤立集落という言葉があるけれども、郡上市は一時的に孤立都市になったというようなことを申し上げました。これは東海北陸あるいは国道156号もとまり、あるいは西から入ってくる256号もとまり、東一都へ通じる256号もとまりというような形で、北からも南からも、あるいは西からも東からもなかなか入れないという状況があったということで、道路の必要性ということを痛感したわけであります。

今、建設部長が説明したような幾つかの環状道路、あるいはほとんどがこれまでも課題になっている道路でありますけれども、こうしたものをできるだけ早く整備をしてまいりたいというふうに思っておりまして。ほとんどが県道以上の幹線道路でありますので、国・県に対して強く要請をしていくということだろうというふうに思っております。ただ、私たちが国土交通省へ行って具体的なところについての要望をしますが、要望はよくわかったと、しかし道路関係の予算の総額の確保ということがまず先決だと。そのために財務省にも行ってくださいというようことをよく言われます。したがって、国の財政全体としてこうした道路資本等に対する投資ができるようにしないと、なかなか難しい面もあるというふうに思っております。

当初予算で道路が主体をなすのですけれども、公共事業予算と言われたものが当初予算で10兆円を超すような事態から、今はせいぜい6兆円ぐらいのところでほぼ横ばいというような状態で、全国の道路関係の大会等でも片一方では老朽化する道路資本、橋梁であるとかトンネルであるとかその他を補修をしていく、強靭化をしていく面のメンテナンスのための財政需要が今後急速に増大をしてくるという中で、新規の路線をつくっていくというためには、かつてあった道路特定財源制度に準ずるような何らかの財源制度というものを確立しないと、これ以上進まないというのが現実でございまして。そういった意味でことしあたりの全国大会でも1つのスローガンが、道路を整備するための特別の財源制度の確立検討ということが課題となっているということであります。したがって、そういったことを私たちも真剣に考えながら進めていく必要があるというふうに思っております。

効果につきましては、田中議員も言われましたし、建設部長も申し上げたとおりでありまして、さまざまなことに効果を発揮し、またそれは必要なことだというふうに思っております。ただいま申し上げたような片一方では困難な現実を抱えておりますが、先ほど建設部長が説明したような郡上市の道路ネットワークとしてはどうあるべきかという1つの未来図というものは、しっかり描きながら進んでいく必要があるというふうに思っておりまして。そういう意味でさまざまなことを国や県とともに検討しながら、郡上市の道路基盤の整備について推進していけるように懸命に取り組んでいきたいというふうに思っています。

(6番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 郡上市のそういった幹線道路のネットワーク並びに市外からの大規模なアクセス道が整備された後の郡上市というのは、こんな物語が描けるなとか、こんな郡上市になっているなということを市民の皆さんや外にも共有できる、このことが今後の整備にとっても一番重要なことになるのではないかなというふうに思っていますので。市長が言われた財源の確保とともに、こういったことも市民の皆さんと議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今ほど市長がおっしゃられたメンテナンス、強靭化のほうについての質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

公共施設やインフラ資産などの維持費用の財源をどのように確保していくかは、本市の大きな課題と言えると思います。市の計画によれば、今後40年間に建物系施設の更新修繕にかかる費用は約1,620億円、インフラ系施設には1,640億円と試算が出ておりまして、合わせて約3,200億円強の莫大な予算がかかるということが予想されております。

そこで、現在市としては建物系施設の適正配置について、市民の皆さんと一緒になって業務が行われている状況でありますけれども、その議論の結果、公共施設などをどのように維持管理していくかが重要な課題になっていくかと思います。

インフラ系施設の中でも上下水道などは先んじて議論が行われているという認識でありますが、 今後は企業会計、特別会計以外の市の資産管理についても、個別施設の、そして年度ごとの更新費 用を把握しながら、かしこい投資を行っていくことが必要となります。更新費用には年度ごとの不 均衡が生じることが予想されるため、そのばらつきを抑えるために将来の更新費用財源として確保 したい一般財源分の平均値を設定し、基金を活用しながら計画的に投資が行えるような財政運営が 理想であると思いますが、その難しさも承知をしてはおります。

私たちの現在の議論や施策が将来の郡上に大きく影響を与える課題であり、責任を有している課題だというふうに認識いたしております。市として今後の財政運営と公共施設全体のマネジメントについて、市長の方針をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) これまでもたびたび申しておりますように、郡上市は建物系の公共施設も大変数多く、そしてまた床面積ベースでも大変な規模の施設を有しております。ただいま御質問いただいた非建築物系の道路基盤等について、市自身が管理しているところについても多くのものを持っているということであります。

公共施設につきましては、御質問にもありましたように、1つの全体的な公共施設の総合管理計画というのは一応立てさせていただいて、先ほどもお話があったように今後40年間ぐらいに床面積ベースで3割以上の建物を削減せざるを得ないという1つの見通しを持っているわけでありますが。さらに具体的に各種別、地域別の具体の公共施設を今後その期間に整理すべきものはし、あるいは長寿命化を図るものはし、あるいは改築をすべきものはするというような形の仕分けをしていかなければならないという作業がございます。これを現在かかっております作業として、公共施設の適正配置計画の策定のための作業ということで、市民の皆さん方ともワークショップをしながら、今やっているところでございます。これにつきましては、ワークショップの開催等を市内南北2カ所というのをもう少しきめ細かくやる必要があるということで、7カ所でやるということも含めて、

繰越明許のときに御説明をしましたように、作業期間が約半年ほど延ばさせていただいて、来年の 秋ごろになろうかと思いますけれども、それを目指して今頑張っているところでございます。

そういうことで、田中議員がおっしゃった質問にお答えをするためには、まず市民の皆さんとともに今抱えている公共施設をどのようにしていくかということについて、やはり仕分けをし、コンセンサスをつくっていく必要があるというふうに思っております。しかる後にそれぞれの建物についてどのような措置を講ずるか、長寿命化をするのか、複数のものを取り壊して1つにするのかといったようなことでありますけれども、そのようなことをしながら、老朽化とか施設の状況に応じて、少なくとも何年度ぐらいには施設については手当てをする必要があるというおおよその目安というものを、やはりつくっていかなければいけないというふうに思っております。

そういう中で、とにかく財源の要る仕事でありますから、これを郡上市の財政の健全性というものを確保しながら、どうやって切り抜けていくかということだろうというふうに思います。建物の建設のためにまず考えることは、郡上市のような財政でありますから、できるだけ国や県の補助とか負担といったような財政支援措置が受けられるかどうかといった点にも十分情報網を広げて、しっかり把握をして活用すべきものはしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、さらには財政の平準化ということをするためには、今御指摘があったように、いろいると余裕のあるときには一般財源を補完するために必要な財源をためておくという、いわば基金の造成を片一方でしておくということ。それが必要なときには、基金を取り崩して当該年度の財源にしていくという方向と。もう一つはやる財源は当該年度においては借金だけれども、その借金を後年度にわたって分割返還をしていくという形で全体の財政負担を平準化していくという方法がとられるというふうに思っております。

そういうことで、御指摘のことは財政運営的にもまことに当を得た御質問でございまして、これまでも郡上市として何らかの形で将来に備えるために、一般財源として確保できるという年には財源を積み立ててまいりました。これは財政調整基金に積み立てたり減債基金に積み立てたり、あるいは公共施設整備計画に積み立てたりという形で運営をしておりましたけれども、そういう形で運用してまいりたいと思いますし。一般財源が足りないという形で必要な場合には取り崩して、財源充当をしていきたいというふうに思っております。

もう一つ、先ほど申し上げました地方債の活用ということでありますけれども、現在公共施設の総合管理計画に基づく長寿命化であったり、あるいは従来複数あったものの総床面積を減少するような形で新たに建物を統合整備をするような場合とか、一定の要件がございますけれども、そういう要件をクリアした中で、最近設けられたものの中に公共施設等適正管理推進事業債という地方債の種類が設けられました。これは、財源として使えるものが総事業費の90%で、それぞれの団体の財政力指数に応じて交付税措置があると。今までの合併特例債等とは少し違いますが、郡上市のよ

うに財政力指数が0.4未満のところについては、交付税算入率が50%という形でみてくれるというような起債も整備をされてきましたので。こうしたものをできるだけ活用しながら、御指摘のような財政の平準化、財政が公共施設の整備のために著しい危機に陥らないようにやっていく必要があるというふうに思っております。

ただ、具体的な目標額をどういうふうに設置していくかということについて、まだ検討はそこまでには至っておりませんが、いずれにしろ御指摘されたようなことはやっていかなければならないと思っております。現在そういうことを念頭に置きながらやっているものの中には、約1億円弱の基金残高を持っております郡上八幡城整備基金であったり、今年度も既に財源充当をしようとしておりますが、光化をするためにケーブルテレビの整備基金等については、まさに一定の年度に一般財源への需要が来る場合に当該年度の一般財源の負担を軽くするために設けている基金でございますので。そうしたものを含めて全体として財政運営のよろしきを得ていかなければいけないというふうに思っております。

現在、財調が約32億円ぐらいでございますし、減債基金はほとんど使っておりますが、あと公共施設の整備基金が現在高で約14億円弱ぐらいですけれども、こういうものを今後も必要なときには取り崩し、財政的に少し余裕があるときには将来のためにその基金へ繰り入れておくという運営は、しっかり適切にやっていく必要があるというふうに思っております。

(6番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 私は市長から任命いただいたわけですけれども、市の監査委員を務めさせていただいておりまして、市の会計事情というものはよく把握しているつもりでありますが。寝る前に僕も金がないけど市も金がないなと思いながら、毎日そういうことを考えながらおるわけですけれども。今後かかっていく費用が莫大になる中で、市長の頭の中にあるお考えというものがしっかり目に見えるような形で市民の皆さんに示していただけるような形が望まれると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

今後の議論の1つの方法として、博識ですので御存じかもしれないのですが、フューチャー・デザインという考え方がありますが、これを紹介して質疑を終えたいと思います。提唱されているのは一橋大学の先生でありまして、私たち現役世代が将来世代の立場に立って、仮想将来世代になり切って意見を交換し合うというものであります。具体的にはワークショップなどで、初めにそれぞれが現在の自分の立場、すなわち現役世代の立場に立って意見を出し合います。次に、それぞれが将来世代の立場に立って、それぞれが自分の孫や子どもが大人になったときの立場で意見を出し合うと、全然違う意見が出てくるということであります。岩田県の矢巾町や大阪府の吹田市では既に実験的にこれらに取り組んでおられるということであります。調べてみたら先生のお話が公開され

ておりましたので、引用してお話ししたいと思います。矢巾町では、フューチャー・デザイン・ ワークショップの先駆的な試みとして、「住民参加型水道事業ビジョン策定」を行った。50名ほど の住民に「矢巾水道サポーター」になっていただき、上下水道の見学などを通じて情報を提供した 上で、水道サポーター・ワークショップを開催。水道サポーターに、2035年までの矢巾町の水プラ ンを考えていただいた。そうしたら、病院や避難所など、水が欠かせない施設の配管交換を最優先 するために、社会的評価と技術的評価を合わせた配管交換の点数制度を考え出し、最後には、彼ら の方から水道代の値上げを提案してきたのです。矢巾町水道課の方々は「自分たちでは、こうした 仕組みはまずつくれない」といって、現在、水道サポーターの提案をほぼそのまま取り入れている そうであります。「こうした経験から、各市町村は、主体的に市町村の将来を考える「将来住民」 を集め、彼らが現世代と交渉して、町の将来を形作っていくのがよいのではないかと考えています。 矢巾町では、仮想将来世代と現世代が交渉するワークショップを既に行いましたが、そこでは実際 に、現世代が仮想将来世代から強い影響を受けて、考え方を変えていきました。この結果を見る限 り、実効性は十分にあります。そのとき、専門家は将来住民のサポートに徹するのがベストです。 将来住民から出てきたアイデアに、どの程度の実現可能性があるのか、どういったことが実現に向 けた障壁となるのかといった助言をする役目に回るのです。これはある意味、「新しい民主主義の 形」ではないかと考えています」と先生がおっしゃられておりました。これがフューチャー・デザ インといった取り組みだそうです。私たちが皆、未来に対して責任を負っていると思いますが、そ うした考えを1つの仕組みとして取り組んでいる自治体があるということは新鮮でありました。子 どもたちの未来のために、子どもたちが幸せに生きられる社会のために、私たちはまだまだ勉強し 考え行動する余地があるなと感じました。私たちの議論が将来の子どもたちの幸せにつながってい くことを願って、質疑を終えたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございまし た。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

(午前10時46分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、指定した時間前でありますが全員おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時04分)

◇ 田 代 はつ江 君

○議長(兼山悌孝君) 8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) おはようございます。だんだん欲張りになってきまして、また今回も4項目も大見出しを書いてしまいましたけれども、時間の許す限り御答弁をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、地域を健康にするまちづくりということで質問をさせていただきます。

先日、市町村議会議員特別セミナーに参加しました。最も印象に残ったテーマは、地域を健康にするまちづくりで、筑波大学久野譜也教授の講義でした。先生が提唱されるのは、歩いて暮らせるまちづくりでした。先生は、加速度的に進行する高齢化と人口減少により、個々の健康状態により生じる多様な問題は、これまで以上に大きな社会的課題であり、まず一つに特に若年から中年期の生活習慣病の克服、そして2つ目に増加する後期高齢者の虚弱化の速度を遅くする、このことが自治体における重要な課題であると言われました。

最初にお聞きしたいと思います。市はこの2点に対し、どのような施策で努力をしてみえるか、 2点一括で答弁のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

〇健康福祉部長(丸茂紀子君) それでは、今御質問の件についてお答えしたいと思います。

まず1点目の特に若年から中年期の生活習慣病の克服ということでございますが、市では第2次郡上市健康福祉推進計画というところで、取り組むべき優先健康福祉課題を、認知症を防ぎ支えるとしております。それに起因します疾患の一つが脳血管疾患というものでありまして、その脳血管疾患のリスクに高血圧症、糖尿病、脂質異常症といった生活習慣病が上がります。

実際に郡上市の国保外来受診件数、医療費では、循環器疾患が第1位であり、そのうち高血圧症の受診件数が最も多くなっております。また、要介護認定の原因疾患の実態からも、脳血管疾患を含みます循環器疾患対策が重要となっております。特に生活習慣病の中でも高血圧症の予防対策は極めて重要と考えています。

市の予防政策の大きな柱となるのが、若い世代から生活習慣病予防を意識づける施策といたしまして、市独自で実施しております30歳代基本健診、加えて特定健診、すこやか健診であり、これらで早期予防、生活改善、早期発見、治療に結びつけることであります。

さきに述べました高血圧症対策の推進に当たりましては、一次予防として、減塩など予防行動を ふやし、高血圧症にならないようにする。二次予防としましては、家庭で血圧測定をする機会を持 つことにより高血圧を見つける。三次予防といたしましては、適切な受診や服薬により合併症を予 防するといった、各段階において健康課内プロジェクトチームを立ち上げまして、市民の方に対し まして、1つ目は健診受診の勧め、2つ目は家庭血圧の説明と血圧計の貸し出し、3点目は母子成人保健推進員とともに血圧測定に関する普及啓発、4点目は食生活改善推進と減塩活動の推進など、高血圧予防につながる支援を、パイプ役の市民とともに継続的に進めているところであります。

特に若年期対策といたしましては、学校地域保健連絡会で、幼稚園、保育園、小中学校、高校生の保護者に向けまして、正しい食習慣を啓発しまして、食生活改善推進委員と協同して、市内高校で料理教室の実施でありますとか、食育応援隊による新成人への食育活動を通じて、生活習慣病予防対策に結びつけております。

このように、健康寿命の延伸が重要視されています現在、健康増進でありますとか疾病予防の活動に、市民一人一人が積極的また継続的に取り組んでいただくことができるように、環境づくりを 推進することはとても重要なことと考えております。

2点目の増加する後期高齢者の虚弱化への対策といたしましては、高齢者の虚弱化は筋力の低下や低栄養による体重減少などの身体的要因、そして認知機能の低下や意欲低下などの精神的要因、交流機会の減少などの社会的要因が相互に影響していると言われております。特に虚弱化は75歳後期高齢から一気に増加するという傾向があります。参考に、要介護の認定率ですが、実際65歳以上の方から75歳未満の方の認定率は、郡上市では2.48%ですが、75歳を過ぎられますと、その年代層の介護認定率は28.8となります。このような状況から、特に75歳以上のところで増加する傾向も一つ言われます。

虚弱化の防止に向けましては、こうしたさまざまな要因に総合的に働きかけることが重要と考えておりまして、現在重点的に進めている施策としましては、1つが筋力向上への取り組み、2つ目が口腔機能向上・栄養改善への取り組み、3つ目が社会参加の機会ということで、住民主体による通いの場も含めまして、そのような取り組みを挙げております。

特に健康福祉部といたしましては、幾つかの取り組みの中で、次の事業に力を入れているというところです。1つ目は、筋力向上や社会参加の機会づくりを進めるために、介護予防事業として地域の集会所など身近なところで運動教室を行っております。その運動教室で体操でありますとか、低栄養などや認知症に関する学習を行って、教室終了後も地域で継続していけるような支援を行っております。昨年度は市内7会場で運動教室を行いまして、延べ1,140人が参加され、教室終了後にも4つの地域で新たに自主運動のグループが誕生しております。2つ目といたしましては、今年度から始めました健康づくりプロジェクト事業です。現在、高齢者の方を含みます37グループが健康づくり活動に取り組んでみえます。3つ目は、口腔機能向上に向けた取り組みです。後期高齢者医療のぎふ・さわやか口腔健診を受ける働きかけを行っているほかに、歯科医師や歯科衛生士、栄養士、食生活改善推進委員などが地域に出向きまして、お口いきいき講座でありますとか栄養改善に向けました低栄養予防出前講座も行っております。このほかにも、地域で介護予防活動のリー

ダーとして活躍していただく介護予防サポーターの養成を行っているほか、介護予防への関心を高めてもらうために、ケーブルテレビ等を活用しました広報活動にも力を入れているところでございます。

(8番議員举手)

〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 詳細にありがとうございました。いろいろなことに取り組みながら、努力をしてみえるのですけれども、多数の自治体ですので、よそを含めてですけれども、こういうことに取り組んでも大きな政策転換には至っておらず、また個人でも健康づくりに対して無関心な層が約7割にも上ることから、無関心層を関心層へ変える政策と同時に、無関心のまま健康にしてしまう政策が必要であると考えられ、それが歩いて暮らせるまちづくりであると、こういうふうにおっしゃいましたので、この無関心のまま健康にしてしまう政策ということに大変感動いたしました。現状、多数の地方都市において車依存の結果、中心地が寂れ、郊外に宅地が広がり、これをスプロール現象というそうですが、その結果、歩いて暮らせないまちづくりが進行しています。これは、今後の地方都市の財政の圧迫の加速をもたらすのみならず、生活習慣病の増大、医療費の高騰を招くという悪循環に陥っていることを強く認識する必要があると指摘をされました。これは、郡上市においても当てはまることが多いと感じたのですけれども、この歩いて暮らせるまちづくりを阻む難点というのはたくさんあると思います。

まず一つには、まちの構造が車での移動を前提に構築されていて、商店街がにぎわいを見せず、郊外の大規模店等での買い物しかできない状況に陥った結果、高齢者を中心とした買い物難民が発生している。また、車に依存せずに移動を試みたくても、公共交通網の整備が思うように進んでいなく、車以外の代替交通手段が脆弱な状態であること。要するに、車依存の住民が多い自治体ほど、運動不足により生活習慣病の割合が高いと言われています。また、住民の多くが車利用の便利な生活になれてしまっており、その生活スタイルを変更する必要性やメリットを理解していないことが挙げられています。逆に、意図しなくても自然と歩いてしまうまちづくりを推進するためには、まず市民が便利さだけを追求し過ぎない生活をしていくことと、まちの集約化、歩行空間と公共交通の整備、まちのにぎわいなどをサポートなどが必要で、これは健康課題だけではなく、多くの地域課題をあわせて解決することが期待されるとまとめられました。車移動を前提としたスプロール化した市街地のまま、一定規模の人口現象が生じると、市街地の衰退及び空き家や買い物難民の増加が起こり、行政はさらに重たい課題を抱えることになります。この課題に早期に取り組むかどうかが、10年後の自治体経営の困難さを増減するかに強く効いてくるとのことでした。

私はこの講演を聞き、郡上市において簡単にできることではないと思いつつ、しかし、近い将来 に対してさらに強く危機感を持つべきと感じましたが、このような地域を健康にするまちづくり、 歩いて暮らせるまちの構築に対して、市はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。
- ○健康福祉部長(丸茂紀子君) お答えさせていただきます。

歩いて暮らせるまちの構築ということなのですが、健康政策におきましては、市民一人一人が自身の健康を維持増進できるように、知識や技術を高めるということと、もう一つ、健康づくりを個人の努力だけに委ねるのだけではなく、健康を支援するさまざまな環境を整備していく、この2つを柱といたしましたヘルスプロモーションという考え方があります。このヘルスプロモーションの考え方を取り入れまして、市の健康福祉推進計画のほうも策定をしております。市民の方が健康で豊かな人生を送るためには、当然健康福祉分野のみならず、生活にかかわりますあらゆる分野が健康的な公共政策をつくっていくということが、必要になってくると思われます。

久野教授が提唱されます、歩いて暮らせるまちづくりを個人の努力だけではなく、生活環境により無意識のうちに健康的な生活が維持されるということであると考えます。日本老年学的評価研究というのがありまして、その中では、健康寿命を実現する地域づくりの研究成果といたしまして、その秘訣は3つありまして、友人や御近所との交流を積極的にする、運動は仲間とすると介護予防に効果的である、もう一つが集まりに参加することは体を健康にするなど、人と人とのつながりやきずなというものが健康づくりに有効であると報告されております。以前市長が言われておりました教養と教育が必要ということで、きょう何か出かける用事があるとか、誰かと会う予定があるとか、そういうようなところが大変重要な環境的なところもあるということかと思います。

市では、このようなエビデンスから、仲間と一緒に健康づくり活動を進めるために、子どもからお年寄りまでの市民が健康に関心を持って、みずから継続して健康づくりを気軽に取り組んでいただけるような環境づくりを目指しまして、4月から新規に健康プロジェクト事業を展開しております。この事業は、まずやってみようかということと、取りかかりやすさを狙う3人以上のグループということで、本人自身は意識がなくても誘われてというようなところの効果を狙ったものですが。そのグループで6カ月以上という期間、目標達成に応じて特典がとられると。終わった後も継続してそのような取り組みを続けていただくという狙いがあります。4月の開始から現在までに37件の申請と総勢233人の方の参加がありまして、内容といたしましては、仕事をしてみえる方では昼休みの時間を使って30分以上歩くとか、毎朝ラジオ体操に行くための前後の歩け歩けとか、週1回3キロのランニングをする、さまざまな取り組み内容が報告をされております。

このように、健康づくりも個人から組織でとか、地域振興とか社会経営とリンクさせる取り組みが市内に広がりまして、職場の健康づくりと仲間とのきずなができて、地域づくりの一助になることを期待しております。

今後も、地域や職場の活力になる健康的なまちづくりを、関係部署との横断的体制で効果的な事

業展開を重要だと考え、今後とも検討していきたいと考えております。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- **〇8番(田代はつ江君)** 今回の講演でお聞きしたことは、郡上市に直接当てはまる部分もありますけれども、構築するにはなかなか難しいことだというふうにも思いました。

しかし、今言いましたように、生活習慣病のこととか医療費の高騰とか、また広くは空き家対策、買い物難民のいろいろな問題を解決する課題として、今後10年後、20年後を見据えて、検討をしていっていただきたいなと思ったのですけれども。今お話になったようなグループで運動をするというのは、ことしから始まって、233人という大勢の方が参加をしてみえます。知ってみえる人はいいのですけれども、こういうことをやっているということを知らない人たちがまだいっぱいみえると思うのです。健康に関する無関心層を、無関心のまま健康にしてしまうのが無理でして、こういうことをやるのだったら、無関心の人を関心のほうに向けるということは大変大切なことだと思うのです。ケーブルテレビ等でということを言われましたけれども、そのようなことでは、市はどのような努力をされているかということを最後にお聞きしたいと思います。

- **〇議長(兼山悌孝君**) 健康福祉部長 丸茂紀子君。
- **〇健康福祉部長(丸茂紀子君)** 無関心層へのアプローチということで、大変重要なことだとは考え ておりますし、なかなか難しいことかなとも考えておりますが、久野教授が自身で提唱されている 7対3の法則というところで、7割は無関心層で健康に対する情報もなく運動する意思もないと、 教室等に誘っても参加されないとソートしておりまして。議員おっしゃられるように、そういう人 たちにどのように健康に対する関心や価値観を与えていくかというのが大変重要ということをいっ てみえますが。市の健康診査の受診状況を例に考えてみますと、平成25年から27年度までの3年間 の受診状況を見ますと、全く健診の受診歴がない方の割合は37.2%ということで、受診コードだけ をとって無関心であるかどうかと言えるかどうかはありますが、一つここを無関心層と捉えます。 一、二回受診した人は22.2%、3年間連続して受けられた方は40.5%となっております。この結果 から、約4割の方が自身の健康に無関心ではないかということがうかがえます。市では、無関心層 対策の一環といたしまして、毎年3月に健診の対象者全員の方に希望調査票というのを、各自治会 の御協力のもとにやっております。そして、翌年度の健診の申し込みをとっているわけですが、そ のお知らせの中にも自身の健康管理の関心を高めるためのいろんな情報も入れてはおりますが、一 つ郡上市にとって特徴的なのは、希望調査票の配布と回収を、先ほど申しましたように各地域の自 治会長の方とか班長の方、また母子成人保健推進委員とか、中には福祉委員の方などが一軒一軒回 られて、そして声をかけてくださっていると。そのおかげもありまして、回収率は95.5ということ で、大変高くなっております。このように、ただ配布するだけでなく、一声そこでかけていただい

ているということが、受けてみようかなとか、そういうところにつながっていくということで、これも郡上市にとってはありがたいことかなと考えております。

ほかには、市民の方に周知するために、毎年広報誌であったりとか特集ページを組みまして掲載 したり、ケーブルテレビでもどのような内容であったら皆さんが関心を持って見ていただくか、工 夫をしながらそういうところで情報を発信していっております。

インセンティブを付与した健康づくりプロジェクト事業も、無関心層への戦略の一つではあると 考えておりますが、今後とも健康づくり無関心層をどのように行動変容につなげていくかという課 題に対しましては、先ほどの健康を支援する環境づくりというところで、知らず知らずのうちとい うことが理想的かなと思うのですが。そういうようなところで取り組んでいきたいと考えておりま す。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- ○8番(田代はつ江君) ありがとうございました。広報誌等で健康づくりとかそういうことを知る人はわずかで、口コミで知る人がほとんどであるというお話も聞きましたので、今後ともそういうことがどんどん口コミでも広がるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

LGBTに配慮した環境についてということで、質問をさせていただきます。

誰一人として同じ性を持っている人はいない。LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとったセクシュアルマイノリティ、性的少数者の総称の一つです。まだまだ理解が得られず、自分の性に悩んでいる人が見えますので、性への多様性が認められる社会の構築について質問したいと思います。

LGBTなどのセクシャルマイノリティの人口は、日本で約965万人と言われ、LGBTの子どもが学校生活でいじめを受けたことがあるというのが約60%あるそうです。あなたの周りにLGBTの人がいますかと聞かれても、ほとんどの人がいないよ、会ったことないわと答えるでしょう。しかし、いないのではなく、見えないだけだと言われています。

最初にお聞きします。郡上市では、学校内におけるこの問題の実態をどのように捉えてみえるで しょうか。

- ○議長(兼山悌孝君) 教育長 石田誠君。
- **〇教育長(石田 誠君)** それでは、お答えします。

郡上市の実態の御質問かと思いますが、教育委員会では現在、本人が養護教諭との相談を幾つか したうちの内容の一つに、現在自分の生活で何の支障もないけれど、自分の性に関して他人の抱く 気持ちとの違いを感じている、そういう悩み相談をした児童生徒がいることを、教育委員会では把 握しております。

以上です。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- ○8番(田代はつ江君) 今、学校内のそういう実態があるということをお答えいただきましたけれども、当事者が困っていることが若干挙げられていたのですけれども、その中に、例えば恋愛の話で彼女がいるとか彼氏がいるとか、そういう話題になると困るとか、もう一つは心の性とは異なるトイレ、更衣室を利用することに苦痛を感じる人がいるというのがあります。また、健康診断などのときに他の人に体を見らえることに苦痛を感じる人がいる。そして、心の性と異なる制服を着ることに苦痛を感じる人がいる。また、呼称の問題なのですけれども、俺とか僕とか私などどれを使っていいのか戸惑ってしまうし、何々君、何々ちゃんなど呼ばれ方に苦痛を感じる人がいるというのもありました。最後に、修学旅行でお風呂に一緒に入るときに他の人に体を見られることに苦痛を感じる人がいる。これはほんの例かもしれませんけれども、そういうのが列記されておりました。学校内でこのようなことで当事者が悩んでいるような場面に直面されたことはないでしょうか。もしあったとすればその対応、もしこのようなことがなければ、今後性の多様性が認められる社会の構築に向けて、どのように考えられているかをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(兼山悌孝君) 教育長 石田誠君。
- **〇教育長(石田 誠君)** それでは、お答えします。

今ほど申し上げた現在把握している事案についてですが、この場合は本人から養護教諭に自分の 体の性と心が違うと感じるときがあると話をしてくれました。養護教諭が、名前の呼び方とか服装 とか、更衣室、トイレ等について、その子の希望や生活の中で困っていることがないかを丁寧に聞 きましたが、本人は特にないとのことでした。

その後も日常観察や会話、定期的な教育相談に努めています。

また、各学校では、人権に配慮した環境づくりとして、今までも男女とも「さん」をつけて呼んだり、それから、男女で分けない男女混合名簿を使用したり、また、必要に応じて多目的トイレや 職員用トイレの使用許可を実施するなどの配慮を行っています。

また、教職員が相談を受けたときは、まず悩みや不安を親身になって聞くことが大切であるということを周知しておりますし、教職員は性の多様性も含め、人権に関する研修に参加し、研修で学んだことを参考に、日ごろより児童生徒が相談しやすい環境を整え、教育相談や校内支援体制の充実を図るとともに、教職員の人権感覚の高揚に努めております。

また、学校での性に関する指導は、児童生徒の発達段階に応じて、その意味を理解できるよう、 指導方法の工夫をするとともに、全ての学校、教育活動の中で行っております。よって、正しい知 識を習得し、知らないがゆえに起こる偏見、差別、いじめを今後も防いでいきたいなと考えております。

以上です。

(8番議員举手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- ○8番(田代はつ江君) 今お話がありましたように、昔はこういうことがなかったと思うのですけれども、今ではちょっと違ったことに病名がついたりとか、また、こういう性の思わぬことが問題となってくるのですけれども、誰かが違うのではなく、誰もが少しずつ違っている、そのありのままを受け入れようということが、私は大切なことだと思います。これは、他市のことですけれども、医師から学ぼうLGBTという冊子をつくってみえる近隣の市がありますし、これも広報誌に入れられたものだと思いますけれども、大変勉強になることだと思います。

最後に、勉強した中から、みんなでアライになろうと締めくくってありました。アライというのは、LGBTの友達を優しく受け入れる人のことをいいます。アライがふえると、みんながカミングアウトしやすくなり、カミングアウトしなくても安心して生活できるようになります。知る、変わる、受け入れる、こんな人たちを育てることを考えてみえるでしょうか。

- 〇議長(兼山悌孝君) 教育長 石田誠君。
- **〇教育長(石田 誠君)** お答えします。

性同一性障害にかかわる児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒は、自分のそうした状況を極力秘密にしておきたいという傾向があります。よって、学校や教育委員会で重要なことは、そうした児童生徒の思いに立って、個人情報を広めないことが大切だと捉えています。また、周りの子たちも知識として知っていても、本人からのカミングアウトがなければ、なかなかわかりません。そうしたことから、誰もが友達を優しく受け入れる人間関係の構築に努めるとともに、本人がカミングアウトしなくても安心して生活できる環境に配慮していきたいなと思います。こうした性同一性障害にかかわる児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒に限らず、高齢者や障がいを持つ方、不登校を含めた人たちにも、優しく接することができる高い人権意識を持った郡上の子どもたちに育てていきたいと考えております。

以上です。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- **〇8番(田代はつ江君)** ありがとうございました。他市のLGBTを一から学ぼうという冊子の中には、今教育長がおっしゃいましたカミングアウトの現状についても詳しく出ておりますので、みんながこういうことを知るとか受け入れるという人たちを育てることができる社会を、これからは

構築しなくては、まだまだみんなには言えないけれども自分はこうなんだと悩んでみえる人がいる と思いますので、これも今後の課題としてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3番目の高齢者肺炎球菌ワクチンについてということで、質問をしたいと思います。 高齢者肺炎球菌ワクチンは、高齢者の死亡率が高い肺炎予防のためのワクチンで、定期接種制度 が平成26年10月から開始されています。郡上市に住所を有し、今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳となる方、また身体障害者手帳をお持ちの満65歳未満の方を対象に、接 種の機会が与えられていましたが、今年度が経過措置の最終年度であり、平成31年度以降は対象者 が65歳のみになる予定であることをお聞きしました。病院へ行くとポスターが張ってあり、接種の 呼びかけがしてあります。自分もこれは受けておいたほうがいいなと思い、窓口で詳細についてお 尋ねをし、近いうちに予約しようかななんて思いつつも、忙しさについつい大切なことが後回しに

最初にお聞きします。この高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業に関して、平成26年から29年の 郡上市における定期接種対象者の接種率を教えてください。

〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

なってしまい、いまだに受けておりません。

〇健康福祉部長(丸茂紀子君) では、接種率についてお答えしたいと思いますが、肺炎球菌性肺炎 は成人肺炎の25から40%を占めると言われております。特に高齢者での重症化が問題となっており ますが、このワクチン接種により、肺炎球菌による重症度と死亡のリスクを軽減でき、医療費抑制 効果も期待されているところであります。

26年度から29年度までの接種率ですが、26年度は21.2%、27年度は23.3%、28年度は25.4%、29年度は21.6%と、各年度2割程度となっております。

高齢者肺炎球菌ワクチンは定期接種として1回受けることができるわけでありますが、26年度から始まりまして、現在まで郡上市にみえる65歳以上の方がどれだけ受けられたかということを見ますと、11月現在では、65歳以上の方が1万5,145人のうち、接種が済んでみえる方が4,510人ということで、全体の接種率といたしましては29.8%と約3割の方の接種となっております。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- ○8番(田代はつ江君) それでは、この接種制度は今年度が経過措置の最終年度であるということから、接種できなかった方に対して、今後市が独自の助成を継続していくべきだと思いますけれども、このことについていかがでしょうか。
- **〇議長(兼山悌孝君)** 健康福祉部長 丸茂紀子君。
- **〇健康福祉部長(丸茂紀子君)** まず、現在の市の助成ですが、この肺炎球菌の予防接種が大体 7,800円ぐらいの接種費用がかかっておりまして、市ではそのうち3,000円の補助をさせてもらって

います。ことしは、10月31日に厚生労働省のほうの予防接種ワクチン分科会では、65歳以上5歳刻みの予防接種機会を今も受けているわけですが、この経過措置の取り扱いについては、当初の予定どおり終了してしまうのか。また、未接種者への対応を含めて何らかの形で継続するか、現在議論されているところであります。肺炎で亡くなる方の95%以上が65歳以上の方であるということと、特に高齢者の方では肺炎球菌による肺炎予防が大変重要なことと市でも考えております。

そのことにより、市独自の未接種者対策につきましては、平成31年度に向けまして、年内に結論をまとめるという国の動向を注視しまして、検討をしていきたいと考えております。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- **〇8番(田代はつ江君)** ありがとうございました。わかりました。

それでは、最後の質問ですけれども、これは全てできませんので、1つだけどうしてもやりたかったことだけやらせていただきます。

防災・減災対策についてということで、これは減災とかそういうことではなくて、液体ミルクに ついて、若いお母さんの声を届けます。

液体ミルクは粉ミルクと違い、お湯で沸かす必要がないため、燃料確保が難しい災害時においても有効活用できると考えます。本年8月8日にようやく液体ミルクの国内での製造販売が解禁になりました。郡上市においても、災害時の備蓄に活用できないでしょうかということで、これをお聞きしたいのですけれども。さきの熊本地震のときには、フィンランドの駐日大使からたくさんの液体ミルクが熊本のほうへ送られました。そのときにはまだ製造販売が解禁になったとか、そういう話題はなかったのですけれども、熊本の方は喜んでこれを使われたそうです。また、この8月8日以降にあった北海道地震のときには、そのときには東京都が災害被災地に支援物質としてたくさん送ったのですけれども、正しく理解がされなかったため、行政のほうからもこういう言葉があったそうなのですけれども、使うのに抵抗があってこれはそのまま備蓄をされていて、北海道地震では使われなかったと、そういうことをお聞きしております。哺乳瓶の殺菌もしなくていいし、お湯で溶かして冷ますこともしなくていいということがありますし。来年春に販売が始まるというニュースもこの間流れましたので、郡上市として、液体ミルクについてお聞きしたいと思います。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) 液体ミルクを災害時の備蓄に活用できないかという御質問でございます。 郡上市の現状といたしましては、災害時の備蓄品として現在、御存じのとおり粉ミルクを保有しております。こちらの賞味期限なのですけれども、1年半ということで、1年半たった場合には更新ということで、不要になったものについては畜産課を通じて畜産業者に引き取ってもらって、飼料として活用していただいている状況でございます。

議員がおっしゃられますように、ことしの8月に厚生労働省により、乳児用の液体ミルクの国内での製造販売を可能にする規格基準を定めた改正省令が施行されたということでございます。これまでは国内では製造ができず、販売も海外製品のネット通販に限られていたということでございますが、先ほどお話がありましたように、国内メーカーでも商品化できるようになりまして、来年度春に発売開始を目指す大手乳業メーカーもあるようでございます。

液体ミルクの賞味期限につきましては、粉ミルクが1年半であるのに対しまして、半年からほぼ 1年というふうにされています。粉ミルクは、開封後の保存期間が約1カ月ということでございま すが、これに対しまして、液体ミルクは、開封後要冷蔵、冷蔵保存で48時間ということで、大変短 いということが言われています。単価的にも、粉ミルクが1回当たり79円であるのに対しまして、 液体ミルクが1回当たり138円と試算もされているようでございます。

そういったことを考慮しますと、液体ミルクは粉ミルクと比較しまして、大変割高ということになるわけでございますが、議員が言われたとおり、開封してすぐに授乳可能という大きな利点もあることでございますので、市といたしましても、今後の国内メーカーの動向を見ながら、災害時備蓄品として整備することが可能かどうかということについて、検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。
- **〇8番(田代はつ江君)** 徐々に値段のほうも下がっていくような気がしますし、今後このことも考慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定します。

(午前11時40分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 三島 一貴 君

- ○議長(兼山悌孝君) 1番 三島一貴君の質問を許可いたします。1番 三島一貴君。
- ○1番(三島一貴君) 1番、三島です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの今回の一般質問は、大きく2つとなります。通告にいたしましたが、ちょっと順番を逆にさせていただき、質問をさせていただきたいと思います。

2番の代理受領制度についてを、先にさせていただきたいと思います。

代理受領制度について、木造住宅耐震補強工事費補助事業に代理受領制度の導入という形で質問をさせていただきます。

今年度は、本当に災害に悩まされた年であります。夏に大雨による河川の氾濫、そして土砂災害、 そして台風と、木倒木による停電ということで、本当に市民の方々は大変な思いをされた年であっ たと思います。

また、全国的に言われております南海トラフ大地震がということで、東日本大震災、そして熊本 地震に続いて、また、ことしも起きました北海道の地震も引き続いて、本当に地震の危惧がされて いる中だと思っております。

本市におかれましても、そういったことで、災害に対していろいろな補助制度を行っております。 木造住宅耐震補強工事費補助事業ということで行われているということです。

9月ごろですが、私が夕方事務所で仕事をしておりましたら、一本の電話が鳴りました。その電話の内容は、県外の方からの電話だったんですが、こういった災害に悩まされており、そして、いろいろと苦労している方々がいると、中で代理受領制度というものを、ぜひ郡上市においても導入をしていただくように働きかけていただけないかという御相談の電話がございました。

僕はまだ議員になって一年生ということで、その代理受領制度というものも恥ずかしながら知りませんでした。いろいろと話を聞き、そして自分でもちょっと勉強をさせていただいて、今回、この質問に取り組みさせていただきました。

皆さんは、代理受領制度というものを御存じだと思いますが、この制度について、この一般質問を通じて市民への周知ということも含めて、ちょっと僕も勉強をさせていただきましたので、説明をさせていただきたいと思います。

今の郡上市の通常の制度でいきますと、木造耐震補強工事でいろいろと条件があります。一例を 取り上げて説明させていただきます。金額にもちょっと細かな数字ですが、ちょっとその数字で読 み上げているとわかりにくいので、ちょっとわかりやすい数字での表現で説明させていただきたい と思います。

今の耐震補強工事の補助事業は、上限約360万円というのがあります。その工事費に対して補助金額の限度額が約100万円です。通常ですと申請者、いわゆる市民の方が耐震補強工事をしたいと、工事契約金が360万円、そちらというのを工事業者に360万円を支払います。そして工事が終了後、郡上市から補助金として100万円が申請者へ払われるという仕組みです。

この仕組みですと、申請者の方は360万円の工事費を事前に用意しなければならない、そういっ

たものになります。その中で、やっぱり金額が大きな工事になりますが、その360万円を用意ができない場合は耐震工事ができない。後から補助金100万円が入ってきますので、できないという現状がございます。

その中で、それを救済措置しまして代理受領制度というものになりますと、同じくこの制度で、申請者は工事業者に360万円を払わないといけないんですが、この代理受領制度というものは、補助金の受ける口を変えることができるんです。郡上市が、本当であれば申請者に100万円を払うということでしたが、郡上市がそのまま工事業者に100万円を払うという制度となります。

そうすると、申請者本人は、工事業者に対して260万円の用意をすれば工事をしていただけるという、そういった仕組みになります。そうすると、100万円用意をしなくても耐震工事ができるという、そのような仕組みとなっております。ぜひ郡上市においても申請者の救済措置となるように、この制度の導入をしていただいて、それでこれは強制ではなくて申請者が選択制ということで、使いたい方はその代理受領制度は使えるよっていうような選択制にすれば、また一つ申請者の補助金申請ができるというか、耐震工事ができるのではないのかなと思いますので、そういった形の御提案をさせていただきたいと思います。御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 建設部長 尾藤康春君。
- **〇建設部長(尾藤康春君)** それでは、三島議員からの御質問、補助金の代理受領制度導入に係る御質問ということでございますが。

まず、耐震診断、また耐震補強工事の現状を少しお話させていただきますが、建築物の耐震基準が大幅に見直されましたのは、昭和56年の6月1日施行の建築基準法の改正からでございます。昭和53年宮城県沖地震による建物等の被害が大きかった、そういった現状を踏まえまして、耐震設計に係る基準が大幅に改正をされたものでございます。

通称は昭和56年5月31日以前の基準で建築されたものを「旧耐震」、それ以降の新たな基準で建築されたものを「新耐震」というふうに呼ばれておりまして、建築物の耐震化の対象となるものは、一般的には旧の耐震に係る建築物に適用されるものでございます。

郡上市における木造住宅の耐震化実績ですけども、耐震診断は無料で実施をしておりますが、こちらのほうの補助実績が29年度末現在で257戸の耐震診断をやっております。そのうち耐震補強の 実績としましては21戸でございまして、木造家屋における耐震化率は、耐震診断件数の約8%程度 にとどまっておるのが現状でございます。

市といたしましては、耐震診断及びそれに引き続きまして耐震補強工事を促進するため、全地区を対象に回覧文書を配布するとともに、職員が現地を確認しまして建物の所有者に直接その啓発を行う。そうしたローラー作戦を、年に3地区ぐらいずつを実施するなど、耐震化の必要性と補助制度の周知に努めておるところでございます。

木造住宅の耐震補強工事における補助額は、先ほど御説明をされたように一般補強の場合、補助対象限度額358万円に対して101万1,000円が補助をされまして、簡易補強の場合は209万円に対して84万円が補助をされます。

議員が申されますとおり、耐震補強工事に代理受領制度そうしたものを導入することで、耐震診断後の補強工事を実施される方においては、その工事費のうち補助金を差し引いた金額を準備すれば耐震補強工事の実施が可能となり、当初の負担が軽減されるそういうふうに理解をいたします。

県内においては、関市がことし7月から耐震化の事業に係る補助金の代理受領制度を導入されて おりまして、また、近隣そのほかで名古屋市、日田市、岡崎市などで実施をされております。

また、議員が申されましたとおり選択制の導入、これは要綱の中でそうしたものをうたうということも、当然可能でございますけれども、この本市におきましても、代理受領の導入は耐震補強への促進効果が期待されることから、関連する土砂災害、特別警戒区域内の住宅建てかえ等の事業への補助事業もございますが、そうしたものへの適用も含めまして取り扱い要綱を整備するなど、制度導入の実施に向けて検討してまいりたいと思うのでよろしくお願いします。

(1番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。ぜひ、市民の方々が使いやすくなるような補助金になっていただくようにお願いを申し上げまして、ぜひ前向きによろしくお願いをしたいと思います。 続きまして、もう一つの質問に入りたいと思います。

大きくは、大項目といたしまして観光立市についてという質問をさせていただきます。

前回の一般質問でも同じように観光立市について質問をさせていただきました。理念を掲げて、 これからどう実行していくのかというような質問で、市長から御答弁をいただきました。まだまだ わからない部分というか、まだ質問したいことがありますので、今回も、あえてここで質問をさせ ていただきます。

今回は、中身は4つに分けさせていただきました。順番に質問をさせていただきます。最後に全てがつながる質問になるのかなと思っております。時間のこともあります。なるべく時間内に全てをお聞きしたいと思いますが、御答弁の中で再質問等を含めると、もしかすると時間オーバーするかもしれませんが、どうかよろしくお願いしたいと思います。

まず1番、マーケティング・データ分析はということで、質問を掲げさせていただきました。 行政が行う観光とは何だろうということを考えさせていただきました。これは行政が行うという 立場で、やはり行政が行うということは、この観光とはどう市外の人がどうこの郡上市に多くの方 が来ていただけるのかということだと思っております。それが行政が行う観光ではないのかなと僕 に中では考えております。 だから、イコール市外の人たちに、どうこの郡上市を売り出すのか。私、議員でもありますが、 議員の傍ら商売も少々やらせてもらっております。商売で立てかえて話をさせていただきますと、 商売やるときはもちろん商品があるんですが、その商品を誰に買ってもらえるのか、幾らで売れる のか、どう宣伝したらどう売れるのかということを一番に考えます。

その商品を売るためには、誰に買ってもらう、誰が欲しがっているのか、そして相場的にここなら幾らで売れるのか、そういう下調べをしっかりとマーケティングをして、そして、それにあわせてその対象に絞って宣伝を打ちます。そういったことが一番効果的だと考えております。やはり、そのマーケティング・データ分析というのは大変重要だと思っております。

本市でもこういったたくさんの観光事業を行っておりますし、今までもいろいろやっておりますが、今までこういったマーケティングやデータ分析等を行って、さまざまな事業をやっておるのか、お聞きしたいと思います。

前回の一般質問のときに、ことしの観光立市の事業の一つで、マーケティングの事業をやって データが出てくるということの御答弁もいただいておりました。そのことももうデータが出ている ということですので、そのことの御報告も簡潔にお聞きしたいと思いますが、含めて質問させてい ただきますのでお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。
- ○商工観光部長(福手 均君) 今年度、マーケティングの一つとしましてニーズ・ウオンツ調査ということで、いわゆる観光客の要求調査あるいは意識調査これを行っております。これは市内6カ所の道の駅と郡上八幡の旧庁舎念館、この7カ所を訪れる観光客に聞き取り調査を実施しまして、その分析をするというのがございます。

2回行いますけども、第1回目は8月の末25・26の土日に実施をしました。そして同じように来 年、年明けまして1月の中旬に第2回目をするとそういうことございます。

1回目の結果につきまして、かいつまんで簡潔に御報告申し上げます。回答が約748人の人から回答を得ました。そして、県外・県内の区別でいきますと、県外からのお客さんが64%、そして県内が36%となっております。そして県外の内訳を見ますと愛知県が64%、そして大阪・三重県が各5%、首都圏が6%、こういった分布でございました。また、男女比につきましては、男性がやや多くて、年代別では50代が24%、次いで40代が21%、60代が20%、そういった年齢分布でございました。

そして、日帰りと宿泊の割合でございますけども、日帰りが約6割、宿泊が4割ということで、 宿泊のうちで郡上市に泊まる人は55%、郡上市外が45%という結果で、主には郡上市外の場合には 下呂あるいは高山という回答でございました。

そして、郡上市への来訪の目的としましては、自然鑑賞が41%、そして食、食べるものこれが

28%、また温泉が20%、そういった結果でございました。交通手段は、自家用車が85%以上、バイクが5%、バスが4%、レンタカーが2%と、そういった結果が出ております。

また、1人当たりの観光の消費額、これは郡上の場合には日帰りと宿泊を合わせた全体平均で一人1万1,650円という数字でございます。これは、その内訳を少し見ますと、土産代がこのうちで約2,000円、飲食が3,500円、そんな内訳でございますし、ちなみにですが、県の平成29年の岐阜県全体の消費額としましては、約6,200円ということでしたので、郡上としてはこの8月の末というタイミングもあったでしょうけども、これを上回るそんな結果が出ております。

以上でございます。

(1番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) このデータというのは大変貴重なデータだとは思っております。どうか今後に当たりましては、このデータをしっかりと活用していただきまして、宣伝もむやみに宣伝を打てばいいというものではなくて、今の年代でもあります、50代があってということの報告がありましたが、若い年代が多いんであれば宣伝方法はインターネットですし、50代・60代って方ですとやっぱり紙ベースということもあります。そういった判断の基準にもなりますし、また、どの地域に宣伝効果をしたらいいのか、そういった方法とかでも本当にこのデータを分析をしてやれば、効果的にできると思いますので、このデータをしっかりとデータとっただけで終わるんじゃなくて、活用できるようにしていただいて、これからの観光に対して利用していただきたいと思いますし、こういったことは積極的にもっともっと取り組んでやっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に入りますが、費用対効果の検証はという質問をさせていただきます。

先ほどから言いますが、行政が行う観光、どうして郡上市には商工観光部、観光課があるのか、 そこなります。さっきから言いますように、本当にこの本市にたくさんの人を来ていただきための ものだと思いますが、なぜたくさん来ていただかないといけないのかなと思います。

観光客がたくさん来るだけではだめだと思います。その観光客がたくさん本市に来て、この市内で食事をとられたり、宿泊をされたり、買い物をされたりということで、消費をしていただかないといけないと考えております。そういった消費があれば、この本市におけるお店、飲食店やら旅館等から、もちろん法人であれば法人税、個人事業であれば個人所得税が本市に入ります。また、そこで働いている人の雇用がふえて、所得税や市民税というものが市に入ってくる形となります。

そういったことで、本当に市外の人にどうこの本市の中でお金を使っていただくかということが、 重要に今度はなってくると考えております。本市においてもさまざまな観光事業を予算を通して行っております。ただ、予算を通すだけではだめだと思っております。その予算を通した分の費用対効果、こういったことの検証というのがどのようにされているのか、質問させていただきたいと思 います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。
- **〇商工観光部長(福手 均君)** 事業を進めます上で、成果の指標を定めまして毎年ごとの達成状況 の検証をし、そして次年度以降への対策に反映をしております。

これは、比較検討ができるデータをもって数値を比べるという、そういった作業をしておりまして、我々6つの指標を掲げてデータのチェックをしております。28年と29年の対比ができるということで、28、29両方を申し上げますのでお願いします。

まず、市全体の入込でございますけども、平成28年は588万人、そして29年は569万人と19万人ほど減ということでございました。また、市内の宿泊は28年が45万人、29年43万人と、これも2万人ほどの減でございますけれども、これについては、さまざまな要因がありますけども、県下全体でも28から29で少し下がっております。一つ思い浮かびますのが、昨年の秋の行楽シーズン、少し天候不良がございまして、これによって落ち込んだのかなと、そんな分析をしております。

この2つの指標については、マイナスの数値でございますが、これから申し上げる4つはいずれ もプラスとなっておりますのでお願いいたします。

まず、外国人の宿泊の数であります。これは28年が1万7,000人、29年が2万2,000人と、5,000人の増でございます。また、観光連盟のホームページのアクセス数、これも28年の68万9,000件から78万8,000件と約10万件の増となっておりますし、また観光キャンペーンも28年は38回でしたが、29年は41回というふうに3回ふやして行っておりますし、また外国人の旅行の取り扱いの数、これ実際に観光連盟にファクス等で手配書が入って、それを総客しますので固い数字ですけども、28年が2万7,000人、29年が3万3,000人と6,000人の増と、こうったことでことでございますので、このように比較ができる数値を設定して、見比べながら次の施策に生かしていくと、そういうことでございます。

また、費用対効果の実例としましては、2つ御報告申し上げますけども、まず、項目別に見ました場合に、外国人観光誘客事業、これ予算項目は約1,000万円使っておりますけども、このうち重点ターゲットのタイにつきましては707万円を投じております。この項目の中での707万円でございますけれども、その結果、タイの宿泊者数は平成28年が1,805人でありましたが、29年は6,186人と4,381人が増加をしておりまして、増加分の市内での消費額を、仮に一人1万円としますと4,381万円の効果があった。当然、これは行政だけではなくて、市内のホテル等もセールスしておりますので、いわゆる官民にあわせた結果の人数の増加でありますけども、そのような効果があったというふうに考えております。事業の中身としましては、現地へセールスに出張に行きましたり、あるいはタイの旅行者を日本へ招聘する事業、そういったことを昨年は行っております。

また、もう一件につきましては、昨年度からやっております宿泊施設の改修事業の補助制度であ

ります。これにつきましては、29年は23件の補助の案件を出しまして、そしてその決算額は補助金の額が5,336万円でありました。そして、この5,336万円を使って実際に申請された方が改修等に費やした総事業費、総工費は1億7,300万円ということで、かなりのいわゆる倍率がかかったというふうに思っておりますが、このうちで95%以上が市内業者に発注されましたので、そういったことでの地域内経済への波及効果はあったというふうに思っておりますし。

そもそものこの補助制度の目的であります宿泊客の増加ということで見てみますと、まだ全ての施設の結果は出ておりませんけども、1つ・2つ申し上げると宿泊改修前後の比較で1,500人以上、上昇したコテージですとか、あるいは5,000人以上ふえたキャンプ場もありますので、補助制度の結果は上がっているというふうに考えております。

以上です。

(1番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 細かなデータをいただきました。本当に一つ一つ検証していただきまして、その予算を投じて全てが回収と言い方はいかんのかもしれませんけど、全てができるような予算投入が必要だと考えます。今は代表的な事業を上げていただいて、いいものを聞かさせてもらったんだと思います。中には、もしかしたら、まだまだ眠っておって、予算だけ投入しておって効果が出てないものもあるかもしれません。そんなことも、どうかしっかりと検証していただきまして、やっていっていただきたいなということを思います。

続きまして、3番目の質問になります。

事業の責任者はという質問になりますが、本市においてもさまざまな事業を行っております。この観光事業に限ってですが、観光関係になりますと、もちろん市長・副市長はもちろんだと思いますが、商工観光部長、そして観光立市郡上推進統括で室付部長、置田部長、そして各振興事務所長、そういった3つがあると思います。

その関係についてちょっとお聞きしたいと思いますが、ちょっとこちらから先にお話をさせていただきますと、いろいろと見させていただいておりますと、大きな事業から小さな事業がありますが、市民の中からの話をしておる中でも、よく言えばしっかりと役割分担をされているのかなとは思うんですが、あの事業は観光部長の責任だからとか、あれは観光立市のことだよねとか、それは地域のことだから振興事務所の所長が担当だよね、みたいなちょっとそのような形の声をちらほら聞くことがあます。そんなことも含めて市としては、こういった事業の責任者としての考え方をお伺いしたいと思いますので、お願いをいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 副市長 青木修君。

〇副市長(青木 修君) それでは、これは多分、私のほうに答弁ということで指示されたと思いま

すので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが。

観光立市の推進体制の概要をお答えして、それが現在、どのように動いておるかと、その中で責任はどのようになっているかということについてお答えをしたいというふうに思います。

まず、観光立市の推進本部ですけれども、平成29年度に組織をしまして、本部長として私が位置づけられておりますし、副本部長として市長公室付部長、これは観光立市郡上の推進を統括するという立場にあります。

各部長を加えた推進会議をやっておりますし、それ以外にプロジェクト会議、それからテーマ別のワーキンググループを設けて、そこに関係する課長と各振興事務所長が入っております。そういう関係でまず29年度はスタートをいたしました。

30年度になりましてから、もう少しその強化をする必要があるということで、副本部長に商工観光部長を加えて、そして専門的に取り組むという必要もありましたので、その部署として政策推進課を加えました。政策推進課と観光課、それから商工課を加えた事務局体制として部局横断的な事業推進をできるようにした、これが体制です。

これが、現在どのように動いておるかということですけども、今のところは、今年度は16の課題を上げて、中心となって責任を持って取り組む部署と、協力をして取り組む部署という、そういう関係を築いておりますけども、全体の進行を管理するのが、副本部長が全体の進行を管理しております。本部長である私は、全体調整を行っております。

もう少し具体的なお答えをいたしますと、今、取り組んでいる仕事の一つに、観光資源のデータベースづくりと、それからそれを生かした観光のモデルコースづくりというのがあります。このことについては、データベースづくりについては、政策推進課長が責任を負っております。それから、モデルコースづくりについては、観光課長が直接的な責任を負っております。これに対して市長公室、それから商工観光部、総務部というのが協力をするという立場でおります。

この観光資源のデータベースづくりについては、現在、資料の収集と整理を行っておりますし、 観光のモデルコースづくりは着手しておりますが、このことについて私のほうで、実はモデルコー スを例示して観光課長に指示をするという形で、どちらかというかトップダウンの方式で、これを 現在進めているところです。

それから、もう一つ、観光の事業者と、それから観光連盟、観光協会、そして市役所が連携をして事業推進をしていくという組織体制づくり、これはいわゆるDMOにつながるものですが、それにつきましては、アウトドア活動をより活発にするという意味から、今、アウトドア事業者の方、それから観光連盟、そして商工観光部、農林水産部、そして政策推進課で協議を続けておりますが、ここに私と副本部長が加わって、横断的総合的な意見調整を現在進めております。これは、できるだけ現場の皆さんの声を反映させたいという意味から、トップダウンといよりはむしろボトムアッ

プというそういった方式をとっているところです。

お尋ねのその地域に関しては、できるだけ早く対応しなければならないものについては振興事務 所長と、それから地域の振興課長で対応できるように、そして地域の観光の業者さんと連携ができ るようには、現在は進めておるというのが実情でございます。

以上です。

(1番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。観光というのは大変スピード重視なものであります。 例えば今年度ですと、マスコミが大変この本市を取り上げていただいて、いろいろな観光地がにぎ わうことになりました。例えばそれに乗っかる方法としてもスピード重視で、これを来年延ばしに しておっては、もう忘れられてしまうということで、本当、このスピード勝負ということを僕は常 に思っております。

何がってことですと、さっき副市長の答弁の中でありましたんで嬉しかったんですが、トップダウン形式じゃないとスピードが落ちてしまうと思うんです。下から上ってくるといろいろと見てもらって入る間にやっぱり時間がかかります。もうトップダウンで上からそれならここの部はこれをやってくれという指示を出すことによって、スピード重視でいろんな事業が進んでいくと思いますので、どうかそのトップダウンという声を聞きましたので、それは今回、大変納得いたしたので、また、そういう形で進めていただければと思います。

済みません。時間もあれですので、4つ目の質問になりますが、予算配分はということの御質問ですが、ちょうどきのうの予算特別委員会の中で、ほかに議員の質問の中で市長も応えられた部分なのかなと思ってきのうは聞いておりました。

観光立市を掲げまして、観光立市というものはこの郡上地域にとっての観光立市だと思っております。旧7カ町村いろいろな観光事業があります。それが全て輝くからこそ、この地域は全て輝いて郡上市に初めて観光立市、そんなことだと考えております。

その中で、やはり予算の割り当て方というのがそろそろ出てくるのではないのかなあと思っております。各地域7カ町村の観光事業があるが、どういうふうに予算配分の考えをして見えるのか、また、ちょう来年度の予算編成の時期でもありますので、ちょっとその御意見をお伺いしたいと思います。

〇議長(兼山悌孝君) 副市長 青木修君。

○副市長(青木 修君) 御指摘の、特に地域における予算の配分ということをもう少し大切にというようなイメージでお聞きしましたけれども。

現在、観光連盟のほうで、各観光協会のほうに事業予算として配分をするというそういう仕組み

が一つできておりますし、各振興事務所には地域振興のための予算ということで、観光事業にも使うことが、これ基本的にはソフト事業に使うということになっておりますので、そういった事業費というのはそれぞれの地域ごとで使うということができるように、現在もなっております。

ただ、それぞれの地域を輝かせるということと同時に、私どもとしては、できるだけ地域を超えて例えばアウトドアであったり、スポーツであったり、民泊であったり、そういうその領域、分野別で地域を超えて横の広がりの中で多くのお客さんに来ていただきたいという、そういう思いを持っておりますので、現在のところ、そうしたところに一定の予算をつけているというのが、現状の予算の配分の内容でございます。

その中で、特に来年度につきましては、先ほども話しましたスピードということもありますが、 現在進めている観光データベース化とそれに基づくモデルコースづくりにつきましては、次の段階 は情報発信というふうに捉えておりますので、できるだけ効果的で無駄のない情報発信の仕方を、 来年度予算の中で何とか講じていくことができないものかというふうに思っております。

それから、もう一点、先ほどいわゆるDMOにかかわることですが、これについても、来年度は ぜひ組織を立ち上げるというところまでいきたいというふうに思っておりますので、そのための予 算措置も講じていきたいというふうに思っております。

それから、宿泊施設も含めて観光施設にさまざまな予算を投じてきましたけれども、来年度はそういったことをどのように稼働していくかということが、極めて重要なことになるというふうに捉えておりますので、稼働という視点でさらに支援ができることがないかどうかということも、また検討していきたいと。したがって、来年度の予算編成の方針のキーワードになるかどうかわかりませんけれども、どのように機能をさせていくかということで、予算の編成を進めていきたいというふうに考えております。

(1番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。地域にこだわらずということで御意見ございましたが、郡上市は合併しましたので、本当は地域でこだわることはないのかもしれませんが、輝いているものを、今また磨いて売り出すのか、輝いていないものを今から磨いて売り出すのか、そういったことを僕は大事だと思います。

やはりそうすると、まだまだ旧7カ町村の地域割というのを考えていかないと、この郡上市満遍なく広がっていかないのかなと思います。その輝いているものだけを磨いていけば、もう今現時点に目立っているものだけが発信されていく、そうすると、悪い言い方をすれば残されていくものが出てくるのではないのかなあとそんなことを思います。

それを、全てをきょうの質問の中で含めて、データ分析マーケティングを行っていただいて、費

用対効果の検証していただいて、本当に今まで継続事業で行っているものをそのまま継続してやっていくのか、また、そこをしっかりと見直して、もちろん予算を、これはもっとかけないといけないだろう、もしかしたら予算をこれちょっと削らないといけないだろうというものも出てくるかもしれません。

また、今後新規の事業もどうしていくのかというのが大変大きな課題だと思っておりますが、総括をいたしまして、市長、そのあたりはどう考えて、これから、今後取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。
- **〇市長(日置敏明君)** ただいま、副市長のほうから答弁をいたしましたように、今年度、副市長を本部長として大変力を入れて検討をしてもらっております。

今の輝いているものはさらに磨き、輝いていないものはほっておくというわけではなくて、やはり輝いて、今はやや輝いていないかもしれんけれども、磨けば光るものというものをどうやって見るかという眼力が必要かもしれませんけども、そういうことで、私自身は郡上市全体をやはり観光立市郡上という中で活性化をさせていきたいと思っておりますので、いろいろと十分目配りをしながら進めていきたいというふうに思っております。

既に継続事業という形で進めようとしている、例えば積翠園の改善の整備事業とか、そういうものもございます。そういうものと、それからもちろん今まで取り組んでなくて、今回、先ほど商工観光部長のほうから説明をしましたようなマーケティング、そういったことから新たな課題として、やはりこれまでの取り組みが不十分であるというようなものについては、また新しい取り組みもしなければいけないかというふうに思っております。

大変予算的にはそんなに決して楽な予算編成ではないというふうに思っておりますので、十分精査をして来年度いよいよ3年度目に入るわけですので、尻すぼみにならんように、一つしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

(1番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。
- ○1番(三島一貴君) 市長から3年目という言葉が出ました。本当にもう成果がどんどん出てきて、 観光立市郡上を立ち上げて、こういったことでよくなっていっているんだということが目に見えて わかるような事業実績を出していっていただきたいなということを心から強く思っておりますし、 強く発言させていただきまして、私の本日の一般質問とさせていただきます。ありがとうございま した。
- ○議長(兼山悌孝君) 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

◇渡辺友三君

- ○議長(兼山悌孝君) 続きまして、16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。 16番 渡辺友三君。
- **〇16番(渡辺友三君)** 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして御質問させていただきます。

通告1点だけでございまして、先ほどもこの1点だけで40分持たせるのかというようなお話がございましたけれども御心配いただきましたけれども、別に40分持たせようとそういうことは考えておりませんので、御答弁のほどはよろしくお願いをいたします。

まず1点といいますか、健康診断についてということで、御質問を申し上げますが、実施から10年を経過いたしました特定健診の現状と、今後への課題ということで御質問させていただきますけれども。

特に、特定健診って膨らみ続ける医療費、また、高齢者医療等を何して抑え、削減していくかというような観点から始まったのかなというようなことも思っております。この間の健診で、健診結果がここへきのう届きましたけれども、医者からもメタボであるというような診断を受けております私が、この特定健診について質問するのは若干気が引けるところでございますが、こういう体型の市民を一人でもつくらない、減らす意味で御答弁のほどをお願いしたいと思います。(笑声)

先ほども言いましたように、平成20年4月からこの特定健診が始まっております。また同時に特定保健指導も始まり10年が過ぎておりますが、開始前の平成18年度の郡上市の住民健診の受診者は、当時の自分の資料ですけれども見ますと、国保加入者1万616人で、受診者が4,257人、受診率が40.1%というようなことを書きとめておりましたけれども。そんな中で、国としてこの特定健診が導入をされました。そして国としては、平成24年度には受診率を65%達成するんだと。もし達成できなかった保健者には、ペナルティーを課すというような半ばこの当時いろいろ議論の中で、これは国からのおどしかというようなこともあったことを気にしておりますけれども、今、郡上市における、今年度30年度まだ出ておりませんが、29年度の受診状況はどのような状況であるのか、まず1点お伺いしたいと思います。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 健康福祉部長 丸茂紀子君。
- **〇健康福祉部長(丸茂紀子君)** それでは、まず1つ目についてお答えしたいと思いますが、議員おっしゃられたように平成20年の4月から制度改正によりまして、40歳から74歳までの公的医療保健加入者全員を対象とした特定健診、特定保健指導は内臓脂肪型肥満に着目したもので、メタボ健診とも言われております。

市の責務として行う国民健康保険加入者に対する特定健診はことしで10年経過をしたところですが、ちょっと受診状況についてはグラフをちょっとつくってまいりました。

ここのグラフに示しますように20年当初ですが、受診率は43.5%というところでありますが、その後、年々微増いたしまして、平成29年度の確定といたしましては、28年度に比べまして0.4ポイント下がっておりますが、この経年的なところから言いますと微増と言いますか、上昇傾向にあります。ちなみに岐阜県下42市町村の中では上位3番目というところの状況となっております。

平成29年、今度男女別の状況はそれは表には書いてないんですが、男女別で見ますと男性は53.4%、女性は60.9%と、例年女性のほうが60%を超えて高い受診率にあります。

また、年代別ですが、40歳代前半が一番低いんですが47.4%、年齢が上がるほど受診率は高くなりまして、60歳代後半では60.7%と一番高い状況を示しております。市のほうでは、第3期の特定健診等実施計画の中で、平成35年度までに目標の受診率65%を目指しています。市は65%を継続目標値にしておりますが、国のほうは途中で目標値を60%にしておりますが、市では65%を目指していきます。

制度開始当時なんですが、特定健診受診率65%、特定保健指導率40%を達成しなければ、後期高齢者支援加算のペナルティーがあると言われておりましたが、医療保険者における予防健康づくり等のインセンティブの見直しが行われまして、平成27年度からは特定健診と特定保健指導率の実施がゼロの保険者がペナルティーが与えられることになりました。

平成28年度からは、平成30年度から本来スタートをする予定でありました市町村国保における保険者努力支援制度が前倒しで28年から始まりました。その制度は、いわゆる頑張った分だけ御褒美がいただけるという考え方でありまして、その評価項目があります。

6項目あるんですが、1つは予防健康づくりに係る指標といたしまして、1つが健診とか保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者予備軍の減少率。2つ目が、健診とか保健指導に加えて、がん検診とか歯科検診も含みますが、その健診結果に基づく受診勧奨の取り組みの実施状況。3点目が糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況。4点目が広く加入者に対して行う予防とか健康づくりの取り組みの実施状況。そして、あとは医療の効果的な提供の働きかけにかかる指標といたしまして、5つ目が、加入者の適正受診・適正服薬を促す取り組みの知識ということで、重複受診とか頻回の受診等の防止対策等が含まれます。

最後、6点目ですが、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に関する取り組みの実施状況ということで、この6項目の取り組みは点数化されまして、それを交付金に加算するというところです。ちなみに保険者努力支援分のインセンティブの交付金の金額ですけど、郡上市において平成28年度は450万円ほど、29年度につきましては560万円ほどとなっております。

以上です。

(16番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

- ○16番(渡辺友三君) お駄賃がもらえるという、大変、馬の目の前にニンジンをぶら下げて走っているような状況かと思いますけれども、部長の答弁の中にもございました特定保健指導の状況についてはいかがなものか。と言いますのは、これ早期予防等生活改善のために、その傾向にある対象者が判断されて、そこで実施されておるというようなことで、その時点で医者にかかっておったり何かしている者は、その範囲内にないというようなこともお聞きしておりますけれども。医者にかかっていない、けれどもそこで保健指導に当たる人の実施状況はいかがなものか、お伺いしたいと思います。
- **〇議長(兼山悌孝君**) 健康福祉部長 丸茂紀子君。
- **〇健康福祉部長(丸茂紀子君)** 今回、この特定健診というのは、普通、治療中のある者はいいんじゃないかという以前の考えですが、この特定健診というのは、治療中であっても、このメタボリックのところの健診の対象にはなるというところです。

保健指導等も当然、対象となれば保健指導は受けていただく必要があるんですが、この特定保健 指導というのは健診の結果、生活改善の必要のある人に対して、保健師であったりとか、栄養士、 もちろん医師もそうなんですが、計画的に指導を行うということで、その健診の結果によって該当 する項目によって、3カ月以上継続的に支援をしていく積極的支援という対象者と、一回面接をし て、指導をして、そのあと3カ月後に、またその状態を確認するというようなところでの動機づけ 支援という、2つのグループになります。

ちょっとこれも保健指導率をグラフに示しました。特定保健指導の実施状況につきましては平成29年度、積極的ということで、これが要は動機づけよりもちょっと状態的にいろいろな該当する項目が多かった方ですけど、積極的支援につきましては11.5%の保健指導率です。動機づけ支援につきましては58.2%ということで、その平均とする全体というところを真ん中に示しておりますが44.7%となっております。

保健指導の効果というところなんですが、メタボの対象者の方は平成28年度の対象者数は624人でありまして、そのうち90人の方が保健指導により状態を改善しておりまして、減少率は23.9%でした。男女別に見ますと、男性では435人中の48人が状態を改善したということで減少率は21.4%、女性では189人中の42人が改善しまして減少率は29.6%ということで、これも女性のほうが改善率は高くなっておりますが、健診受診後の保健指導により男性2割、女性3割がメタボを改善されているところです。ただ、さっきのグラフを見ていただいてわかるように、積極的支援もまだそんなに11.5%と高い数字ではございません。

今後の課題といたしましては、市内の医療機関のところでは特定健診は委託としてやっておっていただきます。ただ、特定保健指導につきましては、全部の医療機関においてやっていただいてはおりません。ということで、今後といたしまして、やはり受けっぱなしにならないようにというこ

とで、健診を受けられた後、その医療機関との連携体制を密にしまして、保健指導が漏れないよう に35年度までには国の示す目標の指導率60%を目指していきたいと考えております。

以上です。

(16番議員举手)

〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) 保健指導のほうは11. 何%ということで、まだまだこれからかなというふうに思うんですが、以前にちょっと勘違いをしておりまして、この保健指導というのを、特定健診が済んで、2回目の、そしてあと医師との面談をやって、その後に保健師の方と話して、いろいろとお話をして、出てくるのがそれが保健指導かと思ったら、どうもそうでなしに、また別に積極的とか動機づけとかやられるようでございますが、自分にはそこがどうもなかったようで、きのうの届いたのを見ましたら、一番ありがたかったのは、胃がん検診は正常ですということで、胃がんは全然関係ない。

大体、この特定健診に行くときに、胃がんと大腸がんだけを気にして行って、あとの数値のほうはどっちかと言えば、まあ、第2の問題になっているんですけれども、そんなような状況で健診結果のほうはいろいろと、要医療・指導いろいろ書いてあるんですけれども、そのものがきのう届きまして、1カ月ほどかかったんですけれども届きまして、安心しておるやら、まだまだこれから行かんとならんのかなというふうに思っておりますが。

受診結果全て異常なしで済んでおる方はいいんです。それで自分のようにいろいろと要治療とか観察とか書いてある。しかも、自分に自覚症状がない受診者、そういう人は仕事の関係であるとか、いろいろな条件がありまして、なかなか次の精密検査等のところへ足が向いていないのではないかと、こんなことも思っているですけれども、例えばこの受診結果等が行政に来るのか、大和にあります健康福祉センターのほうへ行くのかわかりませんけれども、そんなものが届いておるのか。そして、その結果によってはいろいろと受診者、指導をされた者が医療機関に行って受診をされているのか、その点についてをお伺いしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) 結果についてお答えしたいと思いますが、特定健診を初めとしまして、各市のがん検診の検診結果というのを受診者の方に郵送されております。結果の判定は、今、議員が言われたように、異常なし、要観察、要精検、要医療と区分されまして、要精検になられた方につきましては、健診結果とともに医療機関に受診をしていただくための精密検査表を同封しております。

平成30年11月現在に、精密検査が必要な方への状況といたしまして、29年の特定健診では受診者 1,858人中、要精検者が772人ということで、そのうちで実際に、現時点までですが医療機関に受け られた方は237人ということで、精検受診率は30.5%ということになります。

がん検診の結果ですが、29年度の胃がん検診につきましては、受診者数が3,214人中、要精検者が150人で、そのうちで実際に医療機関に受診された方は125人の、精検受診率は83.8%です。大腸がん検診では、受診者数6,934人中、要精検者497人のうちで、実際に受診された方は270人で精検受診率は54.3%です。子宮がん検診では、受診者数3,458人中、要精検者が303人となり、そのうちで実際に受けられた方は254人ということで、精検受診率は83.8%、乳がん検診では、受診者数3,894人中、要精検295人で、実際にその後かかられた方は266人ということで、精検受診率90.2%、最後になりますが、肺がん検診では、受診者数5,931人中、要精検者が102人ということで、そのうちの81人が受診されまして要精検受診率は79.4%という結果でした。

市では、特定健診とかがん検診の要精検の受診結果は、医療機関との連携で把握をしております。 精密検査の未受診者の方には検診を受けられてから4カ月後くらいになりますが、再度受診勧奨の 通知をさせていただいておりますので、そういうふうなところから大腸がん検診についてはちょっ と低い精検率になっておりますが、そのほかのところでは8割を超える精検受診率となっておりま して、そういう2回目の勧奨というところの効果も見えていると考えております。

(16番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) 受診結果において、それぞれ医療機関での受診もされておるというようなことでございまして、行ってみえない方には再度、催促といいますかそのことも取り組んで見えるようなことで、安心をするところでございますが。

これとは別に、いろいろと肥満等についても、先ほどちょっと8番議員のほうへも御答弁があったわけですけれども、若年者においても肥満がいろいろと問題視されておるような状況でありますが、平成28年の厚生労働省の国民健康栄養調査結果による概要というようなことで、肥満度が20代の男性で25.7%、女性はやはり気をつけてみえて9.5%、30代で肥満が男性28.6%、女性が14.3%、40代になると男性34.5%の女性が18.3%と、若年層でも20代、30代でも肥満の方も見えるわけでありますが、このメタボ検診においては40代から74歳が対象となっておりますが、20代は別としても、まあ、30代でも明らかな肥満体系であるような人に関して、個別に呼び出すのはどうかと思うんですけれども、そういう方には注意喚起の意味でもいろいろと健診体制を呼びかけていくようなことが必要ではないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) メタボ対策のところですが、20歳代とか30歳代の方におかれまして も、その体重の増加と生活習慣病の発症との関連は明らかになっておりまして、若年期からの適正 な体重の維持に向けた取り組みといいますか、啓発とか保健指導は大変40歳以降の肥満対策等にも つながっていくということを言われております。40歳未満の肥満では、実際、血圧とか血糖のほう への所見が出るというか、有所見率は低いんですが、反対には肝機能でありますとか脂質代謝など の所見率は高い傾向にあります。

そのようなことから、市では若い世代から生活習慣予防を意識づけるというところの施策といたしましても、特定健診はそれぞれ医療保険者ということで、郡上市では国保の方ですが、30代の方につきましては加入する医療保険関係なくといったところで、30歳代の基本健診を実施しておりまして、メタボに移行する前にそういう意識づけとか生活習慣を変えていくきっかけというところで設けております。

この健診時に、当然、肥満とか喫煙とか将来の疾病予防に対します情報提供をして、予防につなげていることは大変重要だと考えていますが、当然、若い方ですのでまだまだ受診率といたしましては2割ぐらいの方しか受けて見えませんので、事前にいろいろなお勤めの方も見えるとは思いますが、これから、特に30代の方につきましても受けていただけるような、そういう受けやすい健診体制といったところも考えていきたいと考えております。

(16番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

〇16番(渡辺友三君) はい、ありがとうございます。町で見るに、本当に30代でも自分と変わらないような体形の方も見えますので、その辺についても働きかけのほうをお願いしたいと思いますのと。

もう一つ、先ほども出ておりましたけれども、未受診者への働きかけということで、先ほどちょっと地域の保健師とか福祉委員さんとか、自治会長さんとかいろいろと御努力いただいて、受診の申込書等の回収をしていただいておるということでありますけれども、例えばその回収が済んだとしても、なかなか一回行き逃すと、ついなかなか行きにくいものがございますが、そんなところで、再度こう呼びかけ、受診の働きかけはどのようにされているのか。ある行政ではそれぞれに電話をかけてやってみているというところもありましたけれども、そんなところは郡上市としては、どのようなことをやられているのかお伺いしたいと思います。

〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

〇健康福祉部長(丸茂紀子君) 実施率向上に向けてということで、未受診者対策も含めてだという ところだろうと思いますが、健診の受診率につきましては、町村合併前からの健診受診への取り組 みというのは、地域の特性があったかなあと思います。

地域ごとに受診率に差がある状況の中、その健診を受けるということ事態が習慣化されている地域づくりでありますとか、文化づくり、市民協働のもと進めるために、特に受診の必要性を感じていない人への勧奨というようなところは重要だと考えております。

現在、やっているところでの取り組みは、先ほどの回答と重複するところもあるかと思いますが、やはり地域の中で取りまとめ役の方々からの声かけというような、そういうようなところもありますが、もう一つ、未受診者の方の分析の結果、やっぱり4割の方が全く受けて見えないというようなところがありましたので、このところもケーブルテレビでありますとか広報誌等の媒体を使いまして、必要性を発信していきたいと思いますし、あと、市内の医療機関のところでかかりつけといいますか、常に治療中の方の半分はかかってみえませんので、こういうところで、あとはかかりつけでなくても、何かのついでに病院に行ったときに、そこの先生からの進めていただくというのは大変有効だと言われておりますので、そういう医療機関と連携をより深めて、その辺の周知をお願いしていきたいと思っております。

あと、今は商工会とか食品衛生協会等の食育との連携ということで、そのような方が集まられる機会に出向きまして、この啓発をやっておりますので、これからもそういう食育連携を図っていきたいと思っておりますし、当然、国保の窓口に見える方につきましては、加入者への受診、啓発を行っています。

あと、40歳代から50歳代というのは、検診とかドック等をみずから受けてみえる方がありますので、その検診結果、ドックの結果を提供していただくということも、これも受診率として反映していけますので、そういうようなところをこれからも進めていきたいと思いますし、関係各課、あと公立の医療機関の職員が年3回ほど特定健診等評価推進全体会議というのを開催しまして、継続的に受けて見える方、定期的に一、二年に1回受けて見える方のところを含めまして、受けやすい検診体制と受診率向上の対策につきまして、関係者が全員で協議をしておりますので、それをこれからも続けていきたいと思います。

先ほどの未受診者の方に、個別に電話をしたりとか、はがきを出すというところもあるところでは効果もあるところは存じておりまして、そういうところも必要かなと思うんですが、反対に、何か受けなければ行政から何か言ってくるだろうと言われてから受けるというところの行動にもつながっていくかと思うと、今としてはできるだけ周りの方の声かけと、自分の意思の中で受けているよと言う行動に結びつかないかというところ、今、現在は重点にやっておりますが、今後、そのような長期間未受診者の方に対しても、個別のそういう係も検討はしていきたいと考えておりますが、以上のようにこれからの取り組みにつきましても、その効果の評価をしながら、関係者と共通認識を持って取り組んでいただきたいと考えております。

(16番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

〇16番(渡辺友三君) 少しでも未受診者の減るような対策だけお願いをしたいと思います。いろいろと特定健診の受診に関してお伺いしてきたわけですけれども、これ特定健診、本当に受けるだ

けでは効果がなく、この検査の結果をどのように受けていくかが、自分自身の健康管理に生かしていけるか、そんなことが大切だと思います。この特定健診に対する受診者の思い、どんな思いで受診をしてみるかというところを、どのように受けとめて見えるか。

特定健診を受けて、自分でもそうなんですけれども、検診に行って帰ってきて、ああ、ことしもまず済んだというような思いで、それが一番に皆さんも来ると思いますし、もう一つにはがん検診のほうが異常なかったということで、まず、これさえ受けりゃ、自分の健康管理の維持につながっておるんだというような思いで、早期発見、早期治療、以前から言われておった早期発見、早期治療の場合は、検診でも、「検査」のほうの「検」の字であって、特定健診の場合は、早期予防の今の健康の「健診」だと思いますが、そんなこと特定健診を受ける受診者、どのように考えて受けて見えるか、そんなところもひとつお考えをお伺いしたいと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) なかなか難しいところもありますが、健診のパターンとして4割は3年間全然受けないとか、2割ぐらいの方は時々受けるとか、3年連続受ける方は4割ぐらいということは先ほども御説明をいたしましたが、もう一つ、地域別の受診状況というようなところでも特性があるというお話で、やっぱり全く受診歴のない方というのが少ない地域では、受けていない人が少ない地域では24.3%、一番受けていない人が多い地域で受けていない人は45.2%というような、20ポイントの差があります。

また、その一方、毎年3年間連続して受けたよっていうようなところの、一番少ない地域は35.6%で、一番高い地域は50.7%と、これも15ポイントの違いがあるということで、そういうようなところで、その地域差というところがあるわけなんですが、このところでさっきの受けるのが当たり前の環境であったりとか、地域というところは、これから目指していきたいいところではありますが。

市全体では、とにかく4割以上の方が毎年受ける方は、議員が言われる本当に健診を受ける意味 を理解をされて、早めに予防をするために受けるんだというような早期予防というようなところで、 その受診行動につながっているということがわかります。

健診の事前調査の中で、受けない方に対しては理由を聞いているわけですが、受けられない方で 2割の方は忙しいとか、当然いろんな事情があるわけですが、健診が優先されない現状であるとい うことは予測はされます。各地域の状況とか、個別のいろんな事情がありますが、やっぱり健診と いうのは、まず当たり前に受けて行かなければいけないというところで、そういうところを目指し ていきたいわけですが。

未受診者層をターゲットにする啓発活動というところにつきましては、今のどういう気持ちで健

診を受けているかといったところでは、健診を受けられたときに指導ではなくどんな結果の方でも、 全員の面接を保健師がします。それは保健指導として受けています。その中で普段の生活の振りか えであったりとか、健診を受けたときの思いであったりとか、そういうところをお一人お一人の健 康相談の場面というのは大切にしておりまして、それが継続受診に結びついたり、より健康行動に つながるようになっているところを狙ってやっているところでありますが、これからも市民の皆さ んとともに環境づくりといったところで健診事業を推進していきたいと考えております。

(16番議員挙手)

〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

〇16番(渡辺友三君) はい、ありがとうございました。いろいろとお聞きしてわけのわかったかわからんような質問をいたしましたけれども、御答弁いただきましてありがとうございました。

そんな中で、市長、一つだけ、突然ですけれどもお伺いしたいのは、やはりこの医療費いろいろと以前から言われているように高騰するばかりで、高齢者の医療費全て大きな問題になっているんですけれども、医療費の削減が第一歩で特定健診というものも、一つには進められてきておったというようなことを考えますと、若者もいずれは後期高齢者になっていくんやというようなことでありますし、そして、先ほど御答弁もいただきました20代、30代そんな若者も、いずれは後期高齢者にずっとなっていくというようなことから、やはり若い世代からの早期予防という、この健診を受けての早期予防、医者へかからなくてもいいような健康づくりというものは大変大事だと思うんですけれども、市長、その辺について、もと健康財団の理事として一言お伺いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。
- **〇市長(日置敏明君)** お答えをいたしたいと思いますが。

まさによく言われることは、健康は自分持ちだという、まさによくも悪くもその結果を享受し、 あるいはそれによって苦しむのは、まず真っ先に自分であるということを考えますと、本当に健康 の保持ということに関心を持たないほうがおかしいくらい、本来は持たなきゃいけないことだと思 います。

田代議員の御質問の中に、無関心層というのがかなり私たちの感触よりも多いように7割と出ておりましたけど、まあ、年齢層にもいろいろとよるんでしょうけれども、若い時分はほとんど健康に自信が逆に言うとあって、余り、まあ、いいわと自分には表れてこないというようなことかもしれませんけども。

むしろ、本当は関心がないというよりは、関心は持ちつつもなかなか例えば必要なことについて、 今の特定健診等についても実行が伴わないと、あるいは特定保健指導を受けて、こうしたらいいで すよ、ああしたらいいですよということについても、例えば食習慣一つにしても、なかなか実行で きないというところが一つあるのかと、私もそうですけども、そういうことだと思います。

今、御指摘のように、片一方では医療費が年々国民の医療費というのは上がってきておりまして、そういうことが国、地方を通じてやはり財政の大きな圧迫要因になっているということであります。もちろん医療費の増大というのは、いわゆる広い意味でのこうしたメタボとか、そういうようなこと以外にも、例えば非常に医療の高度化というような形で非常に高い薬を使うとか、非常に、いわば医療費としても高い手術があるとかいろんな医療の高度化ということも一因であると思いますが、一方で、やっぱりこういう国民の広く健康というものに、必ずしもまだ取り組みが十分でないというところがありますので、私どもとしては御指摘のように、それも決して40、50になってからでいいというものでもない。むしろ若い時分から気をつけて健康づくりをしていくということが大切だということは、おっしゃるとおりでありますので、いろんな機会に郡上市で行っている、この30歳代健診、こうしたものを含めてやっぱり若い人たちから健康管理ということをしっかりやっていただくように啓発をしていきたいというふうに思います。

かく言う私も、渡辺議員さんと余り変わらない体系をしておりますので、余り大きなことは言えないんですけども、お互いに気をつけて実践をしてまいりましょう。

(16番議員挙手)

- 〇議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。
- ○16番(渡辺友三君) 激励を受けたのかどうかわかりませんけれども、あえて、今ボタンをかってしておりますが、いろいろとこの間の特定健診で、また腹回りがふえておりましたけれども、そんなことで自分なりに努力もしていきたいと思いますし、どうかこうして特定健診せっかくの機会ですので、全ての皆さんが健診を受けていただいて、本当に健康なまちづくりに向けていけたらというふうに思っておりますので、また行政のほうでも御努力のほどをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(兼山悌孝君) 以上で、渡辺友三君の質問は終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(兼山悌孝君) これで本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

(午後 2時16分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野田勝彦

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員